

第 2 編

災害予防計画

第1章 河川防災計画（近畿地方整備局、県土整備部）

1 現 況

本県北部には大台ヶ原を源とする紀の川が西流し、また東部には全国一の洪水流量が予想される熊野川が南流し、熊野灘に注いでいる。この二河川に挟まれて、有田川、日高川、南部川、左会津川、富田川、日置川、古座川、太田川などの紀伊水道、紀州灘及び熊野灘に注いでいる。県内を流れる一級河川（大臣管理）、一級河川（指定区間）、二級河川の河川数、延長は次のとおりである。

区 分	河 川 数	管理延長(km)	管 理 者
1 級河川（大臣管理）	4	65.5	国土交通省
1 級河川（指定区間）	133	543.7	和歌山県
小 計	134	609.2	
2 級 河 川	317	1,422.0	和歌山県
合 計	451	2,031.2	

(R5.04.01現在)

注) 1級河川の河川数は、3河川重複している。

※ 重要水防箇所評定基準は、資料編03-01-00を参照

※ 国土交通大臣直轄管理河川重要水防箇所総括調書・個別調書は、資料編03-02-00、03-02-01、03-02-02、03-03-00、03-03-01、03-03-02を参照

※ 知事管理河川重要水防箇所集計表・知事管理河川重要水防箇所個別調書は、資料編03-04-00、03-05-00を参照

2 計画方針

本県は約651kmにも及ぶ海岸線を有し、また、県土の約8割が山地で占められ、急峻な河川が多数存在する。このため、平地が少なく、人口・資産が河川・海岸の氾濫域に集中している。また、本県は多雨地帯であり、台風の経路となることが多く、過去幾度となく風水害に見舞われ尊い人命や財産に被害をもたらしており、洪水、高潮等に対する安全度を高める必要がある。

そこで、次の基本方針により整備を進める。

- (1) 過去の大水害の実績や、流域の開発に見合った計画を立てる。
- (2) 周辺土地の有効利用を勘案するとともに、流域及び河川の現状、課題を十分に踏まえ、その超過洪水に対する安全度を高める。
- (3) 河口部については高潮対策についても配慮する。
- (4) 治水安全度の向上のみならず、地域と連携した河川環境の保全を推進し、また必要に応じて河川浄化による水質の改善を行う。
- (5) 東海・東南海・南海3連動地震に備え、水門樋門の自動化・遠隔操作化、堤防の耐震化・嵩上げ等実施し、被害の防止・軽減を図る。

3 事業計画

本県は県土の約8割を急峻な山地によって占められており、年間降雨量においても、全国有数で

ある。このため、河川氾濫等の災害を被りやすく、さらに、最近の都市及びその周辺における開発の進展はすさまじいため、災害時における被害増大も予想されるので、これら土地造成等の利用形態の変化に対応しつつ、国営総合農地防災事業を始めとする他事業との連携・調整を図り、県民の生命と財産を守り豊かな生活ができるように、流域全体の治水、利水、環境、土地利用計画を考慮しつつ、河川改修を計画的・積極的に推進する。

これらの河川については、洪水の軽減、治水機能の改善、河川環境の保全を図るとともに、開発に関連する河川、あるいは、被災の著しい河川、内水対策の必要な河川については、重点的に施工する。また、水防管理団体の迅速かつ適切な活動に資するため、リアルタイム水位テレメータ情報の収集・提供を行う。

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」，「和歌山県大規模氾濫減災協議会」，「流域治水協議会」等を活用し、国，地方公共団体，河川管理者，水防管理者に加え，公共交通事業者，メディア関係者，利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し，「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

また、他の防災機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。

第2章 砂防防災計画（県土整備部）

1 現 況

県下には保全対象人家戸数5戸以上等の土石流危険渓流が2,526渓流存在している。また、砂防指定地は1,366箇所となっている。

※ 土石流危険渓流は、砂防課のホームページ参照。

2 計画方針

土石流出及び、土石流等による災害を未然に防止又は軽減するため法指定並びに砂防工事を実施し、安全で安心できる地域づくりを支援する。

また、土石流災害に対する警戒避難活動に資するため、市町村等に対する情報提供等を進める。

3 事業計画

(1) 砂防指定

土石の生産等に伴い流域に被害を及ぼす区域を指定地とし、立木の伐採、土石の採取等の一定行為の禁止・制限等を行う。

(2) 砂防事業

砂防設備の整備を計画的に進める。特に避難場所、地域防災拠点及び要配慮者利用施設の保全を重点的に行う。また、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

(3) 総合的な土石流対策

土石流による災害から人命を保護するため、下記の総合的な土石流対策を実施し、災害の防止・被害の軽減に努める。

ア 広報・啓発

県及び市町村は、防災意識の普及・向上のため、土砂災害に関する情報提供や、住民説明会や防災訓練、防災教育等を実施する。

イ 土砂災害警戒区域等の指定・公表

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、調査結果を速やかに公表する。また、関係市町村長の意見を聴いて、土石流災害の発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域に指定する。土砂災害警戒区域のうち、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行う。土砂災害警戒区域（土石流）は5,506区域で、うち4,754区域が土砂災害特別警戒区域（土石流）に指定されている。（令和5年4月1日現在）

※ 土砂災害警戒区域等は、資料編04-04-00、砂防課ホームページ参照、もしくは砂防課、当該振興局建設部並びに当該市町村役場にて縦覧に供する。

ウ 雨量観測等

県は、土石流が発生するメカニズムを解析するための資料及び市町村が警戒避難に資する情報として、県内一円の雨量観測及び情報の蓄積等を実施する。また、雨量情報及び土砂災害警戒情報、並びにその補足情報として1kmメッシュ毎の危険度情報等を提供する。

※ 雨量観測箇所及び土砂災害警戒情報は、資料編04-01-00、04-02-00をそれぞれ参照

エ 警戒避難体制の整備

市町村は、土砂災害警戒情報及び気象情報等の情報、土石流の前兆現象（山鳴り、溪流の水位激減、濁りや流木など）等に基づき、土砂災害警戒区域等の必要と認める地域の住民に対し、避難指示等の防災対策が適時適切に行えるよう地域防災計画に記載するとともに、土石流に対して安全な避難場所の情報を明示する。また、土砂災害警戒区域毎に土砂災害に関する情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布により住民に周知する。さらに土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、当該施設の名称及び所在地や当該施設への土砂災害に関する情報の伝達方法についても地域防災計画に記載し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市町村長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を市町村長に報告する。

県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

オ 被害情報の収集

市町村は、人家等にかかる土石流や山地崩壊等による河道閉塞（天然ダム）等の土砂災害が発生した場合、防災情報システムによる通報に加え、県（各振興局建設部及び砂防課）に対し第1報を送付する。（送付様式は、資料編04-03-00を参照）

また、各振興局建設部は土砂災害発生の覚知後、速やかに被害情報を把握し県砂防課に報告を行う。

カ 緊急調査

河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、その他の場合については県が緊急調査を行う。

国土交通省又は県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を、関係市町村の長に通知するとともに、一般に周知を行う。

第3章 山地防災計画（近畿中国森林管理局、県農林水産部）

1 現 況

本県は県土の8割近くを険しい山々で覆われ、年間降水量も多いことから、山崩れや土石流等の山地災害が起こりやすくなっており、これまで多くの人命、財産が失われている。

このため、山地災害により人家や公共施設などに被害を及ぼすおそれのある地区については、山地災害危険地区に指定し、災害が起こらないよう防止対策を行うこととしている。

本県の山地災害危険地区のうち崩壊の危険性がある箇所は、7,459箇所、土砂流出の危険性のある箇所は、6,055箇所、存在している。

※ 山地災害危険箇所一覧表（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）は、資料編05-01-01、05-01-02、05-02-01、05-02-02を参照

2 計画方針

山地災害危険地区対策として、集落に近接した山地における山地災害の防止、荒廃山地の復旧等を重点的に、危険度、緊急性の高い箇所から、積極的かつ効率的に実施することとしている。

また、豪雨時には当該箇所を点検し、その実態の把握を行い、その結果、危険と認められた場合には関係者へ周知を図るとともに、必要に応じて防災工事の実施等の措置を講ずる。

3 事業計画

山地災害危険地区のうち2,312箇所については既に着手済みであるが、その他の危険度の高いものについては、重点的に森林整備保全事業計画（計画期間：令和元年度～令和5年度）により、計画的に実施する。

新生の荒廃危険箇所等についても詳細な現地調査を続け、治山事業が必要であると判断される場合は、順次治山事業を実施する。

さらに間伐等の遅れにより森林が荒廃し山地災害が発生する恐れのある箇所についても本数調整伐等を積極的に実施し、森林の持つ防災機能の強化を図る。

また、防災意識の普及のため、山地災害防止キャンペーン等の機会を通じ、パンフレットの配布等、情報提供の諸施策を実施する。

第4章 地すべり防止計画（県農林水産部・県国土整備部）

1 現 況

県下には地すべり危険箇所が595箇所（農村振興局所管60箇所、林野庁所管40箇所、国土交通省所管495箇所）存在し、うち166箇所（農林水産省所管28箇所、林野庁所管19箇所、国土交通省所管120箇所）が地すべり防止区域に指定されている。

※ 地すべり危険箇所は、資料編06-01-00、06-02-00、もしくは砂防課のホームページ参照
（林野庁及び国土交通省所管分）

2 計画方針

地すべりによる災害を未然に防止または軽減するため、法指定並びに地すべり防止工事を実施し、安全で安心できる地域づくりを支援する。

また、地すべり災害に対する警戒避難活動に資するため、市町村等に対する情報提供等を進める。

3 事業計画

(1) 地すべり防止区域指定

地すべりが発生するおそれのある区域を地すべり防止区域として指定し、助長若しくは誘発するおそれのある行為の制限等を行う。

(2) 地すべり対策事業

森林整備保全事業計画等に基づき、計画的な事業実施を行う。特に避難場所、地域防災拠点及び要配慮者利用施設の保全を重点的に行う。

(3) 総合的な地すべり対策

地すべりによる災害から人命を保護するため、下記の総合的な地すべり対策を実施し、災害の防止・被害の軽減に努める。

ア 広報・啓発

県及び市町村は、防災意識の普及・向上のため、土砂災害に関する情報提供や、住民説明会や防災訓練、防災教育等を実施する。

イ 土砂災害警戒区域等の指定・公表

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、調査結果を速やかに公表する。また、関係市町村長の意見を聴いて、地すべり災害の発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域に指定する。土砂災害警戒区域のうち、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行う。土砂災害警戒区域（地すべり）は567区域となっている。（令和5年4月1日現在）

※ 土砂災害警戒区域等は、資料編04-05-00、06-03-00、砂防課ホームページ参照、もしくは砂防課、当該振興局建設部並びに当該市町村役場にて縦覧に供する。

ウ 雨量観測等

県は、地すべりが発生するメカニズムを解析するための資料及び市町村が警戒避難に資する情報として、県下一円の雨量観測及び情報の蓄積等を実施する。

また雨量情報を提供する。

※ 雨量観測箇所は、資料編04-01-00を参照

エ 警戒避難体制の整備

市町村は、地すべりの前兆現象（地割れや地面の陥没・隆起、水位の急変等）や地すべり監視施設等のソフト対策に基づき、土砂災害警戒区域等の必要と認める地域の住民に対し、避難指示等の防災対策が適時適切に行えるよう地域防災計画に記載するとともに、地すべりに対して安全な避難場所の情報を明示する。また、土砂災害警戒区域毎に土砂災害に関する情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布により住民に周知する。さらに土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、当該施設の名称及び所在地や当該施設への土砂災害に関する情報の伝達方法についても地域防災計画に記載し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市町村長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を市町村長に報告する。

県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

オ 被害情報の収集

市町村は、人家等にかかる地すべりが発生した場合、防災情報システムによる通報に加え、県（各振興局建設部及び砂防課）に対し第1報を送付する。（送付様式は、資料編 04-03-00を参照）

また、各振興局建設部は地すべり発生の覚知後、速やかに被害情報を把握し県砂防課に報告を行う。

カ 緊急調査

大規模な地すべりにより重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、県が緊急調査を行う。

県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を、関係市町村の長に通知するとともに、一般に周知を行う。

第5章 急傾斜地崩壊防止計画（県土整備部）

1 現 況

県下には保全対象人家戸数5戸以上等の急傾斜地崩壊危険箇所が3,144箇所（自然がけ2,988箇所、人工がけ156箇所）存在している。また、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている箇所は1,189箇所となっている。

※ 急傾斜地崩壊危険箇所等は、砂防課のホームページ参照

2 計画方針

がけ崩れ災害から住民の生命を保護するため、法指定並びに急傾斜地崩壊防止工事を実施し、安全で安心できる地域づくりを支援する。

また、がけ崩れ災害に対する警戒避難活動に資するため、市町村等に対する情報提供等を進める。

3 事業計画

(1) 急傾斜地崩壊危険区域指定

急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護するため、崩壊する恐れのある急傾斜地を指定し、急傾斜地の崩壊が助長若しくは誘発される恐れがないよう一定行為の制限等行う。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊防止施設の整備を計画的に進める。特に避難場所、地域防災拠点及び要配慮者利用施設の保全を重点的に行う。

(3) 総合的ながけ崩れ対策

がけ崩れによる災害から人命を保護するため、下記の総合的ながけ崩れ対策を実施し、災害の防止・被害の軽減に努める。

ア 広報・啓発

県及び市町村は、防災意識の普及・向上のため、土砂災害に関する情報提供や、住民説明会や防災訓練、防災教育等を実施する。

イ 土砂災害警戒区域等の指定・公表

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、調査結果を速やかに公表する。また、関係市町村長の意見を聴いて、がけ崩れによる災害の発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域に指定する。土砂災害警戒区域のうち、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行う。土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）は15,807区域で、うち15,809区域が土砂災害特別区域（急傾斜地の崩壊）に指定されている。（令和5年4月1日現在）

※ 土砂災害警戒区域等は、資料編04-05-00、06-04-00、砂防課ホームページ参照、もしくは砂防課、当該振興局建設部並びに当該市町村役場にて縦覧に供する。

ウ 雨量観測等

県は、がけ崩れが発生するメカニズムを解析するための資料及び市町村が警戒避難に資する情報として、県内一円の雨量観測及び情報の蓄積等を実施する。また、雨量情報及び土砂災害

警戒情報、並びにその補足情報として1kmメッシュ毎の危険度情報等を提供する。

※ 雨量観測箇所及び土砂災害警戒情報は、資料編04-01-00、04-02-00をそれぞれ参照

エ 警戒避難体制の整備

市町村は、土砂災害警戒情報及び気象情報等の情報、がけ崩れの前兆現象（亀裂や湧水の発生、小石の落下など）等に基づき、土砂災害警戒区域等の必要と認める地域の住民に対し、避難指示等の防災対策が適時適切に行えるよう地域防災計画に記載するとともに、がけ崩れに対して安全な避難場所の情報を明示する。また、土砂災害警戒区域毎に土砂災害に関する情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布により住民に周知する。さらに土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、当該施設の名称及び所在地や当該施設への土砂災害に関する情報の伝達方法についても地域防災計画に記載し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市町村長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を市町村長に報告する。

県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

オ 被害情報の収集

市町村は、人家等にかかるがけ崩れが発生した場合、防災情報システムによる通報に加え、県（各振興局建設部及び砂防課）に対し第1報を送付する。（送付様式は、資料編04-03-00を参照）

また、各振興局建設部はがけ崩れ発生の覚知後、速やかに被害情報を把握し県砂防課に報告を行う。

第6章 内水排除計画（県土整備部）

1 現況

県管理河川において、高潮対策及び河川の合流点の排水対策のため、次表のポンプ場及び排水機場を整備している。

ポンプ場・排水機場の現況 （令和5年4月現在 県河川課）

ポンプ場名	水系名	管理者	所在地		既設配水管規模				
			市	町	ポンプ排水				計 (m ³ /S)
					口径 (mm)	台	排水量 (m ³ /S)	台	
和歌川 ポンプ場	紀の川	和歌山県	和歌山市	塩屋	1,500	2	5.0	2	40.0
					2,500	2	15.0	2	
紀三井寺川 ポンプ場	紀の川	和歌山県	和歌山市	紀三井寺	1,500	2	5.0	2	10.0
杭ノ瀬川 ポンプ場	紀の川	和歌山県	和歌山市	杭ノ瀬	1,000	1	2.0×1	1	10.0
					1,200		4.0×2		
					1,350				
浮島川 排水機場	新宮川	和歌山県	新宮市	緑ヶ丘	1,500	2	5.0	2	10.0
※高山川 ポンプ場	有田川	和歌山県	有田市	野	700	5	1.0	4	4.0
※お仙谷川 ポンプ場	有田川	和歌山県	有田市	糸我町西	700	2	1.0	2	2.0
※東裏川 ポンプ場	日高川	和歌山県	美浜町	和田	700	4	1.0	4	4.0
津屋川 ポンプ場	紀の川	和歌山県	和歌山市	和歌浦中	1,000	1	2.0	1	8.5
					1,800	1	6.5	1	(15)
七箇川 ポンプ場	紀の川	和歌山県	和歌山市	梶取	1,200	2	3.1	2	6.2 (35)
箕川 ポンプ場	有田川	和歌山県	有田市	宮崎町	1,500	2	5.0	2	10.0
出合川 ポンプ場	出合川	和歌山県	湯浅町	田	800	2	1.5	2	3.0
熊野川 排水機場	熊野川	和歌山県	御坊市	塩屋町	700	2	1.0	2	2.0

※ 可搬式ポンプ

また、県内には、国際拠点港湾1、重要港湾1、地方港湾13（うち避難港2）、計15港湾がある。

このうち、市街地の浸水防止のため、高潮対策事業により排水機場を整備している港湾は次表のとおりである。

（令和5年4月現在 県港湾空港振興課、県港湾漁港整備課）

ポンプ場名	港湾名	管理者	所在地		既設排水量				備考
			市	町	口径 (mm)	排水量 (m ³ /S)	台	計 (m ³ /S)	
黒江 排水機場	和歌山下津港	和歌山県	海南市	船尾	1,350	3.80	2	10.00	委託管理 海南市
					1,000	2.40	1		
内海 排水機場	和歌山下津港	和歌山県	海南市	内海	1,800	6.30	3	18.90	委託管理 海南市
方 排水機場	和歌山下津港	和歌山県	海南市	下津方	1,000	2.50	2	5.00	委託管理 海南市
湯浅広港 排水機場	湯浅広港	和歌山県	湯浅町	湯浅	1,350	4.10	2	8.20	委託管理 湯浅町
由良港 排水機場	由良港	和歌山県	由良町	網代	900	1.50	2	3.00	委託管理 由良町
文里 排水機場	文里港	和歌山県	田辺市	神子浜	2,000	1.22	2	4.88	委託管理 田辺市
					2,000	1.22	2		
跡之浦 排水機場	文里港	和歌山県	田辺市	新庄	2,000	1.10	1	1.10	委託管理 田辺市

2 計画方針

紀州灘沿岸（和歌山市田倉崎～東牟婁郡串本町潮岬）の台風常襲地帯では、河川口高潮が遡上し浸水氾濫被害を起こすため、その河川、また、合流する支川の本川堤防高を確保できない河川について逆流防止のための水門、樋門を設置し防護を図る。

これらの河川では、水門等の閉鎖時の降雨による浸水被害を防止するためポンプ場を設置し内水排除を行う。

県内の港湾海岸部においては、一般的に、防潮堤などで高潮に対する一連の防護ラインを形成しているが、河川流入部では水門で対応している箇所がある。このような箇所では、水門閉鎖時の内水排除施設として、排水機場を整備している。

第7章 ため池防災計画（県農林水産部）

1 現 況

県下には、約5,000箇所のため池があり、そのほとんどが明治以前に築造されていることから、年々堤体の浸食や漏水等の老朽化も進んでいる。

また、受益地の減少や農家の高齢化、後継者不足等により、ため池を適切に維持・管理していくことが困難な状況となってきている。

一方で、ため池周辺の開発により、大規模地震や台風、集中豪雨等によるため池堤体の決壊による下流への被害が心配されている。

ため池の老朽化や下流への影響度等を考慮し、地域防災上重要なため池を計画的に改修する必要がある。

現在、「決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下「防災重点農業用ため池」という。）が1,921箇所ある。

※ 防災重点農業用ため池（市町村別集計、市町村別内訳）は、資料編07-01-00、07-02-00を参照

2 計画方針

近年における土地開発や、土地利用の変化に伴う流出量の増加、並びに管理者である農家の高齢化、後継者不足により管理体制の弱体化が進行し、危険な状況となるため池が増加すると考えられる。一方で、大規模地震の発生や大型台風、ゲリラ的に発生する集中豪雨等によるため池への影響も懸念されている。ため池が決壊すればその被害は農業関係に止まらず、人命、家屋、公共施設等にも及ぶことは必至である。このため、平成24年度に施設の老朽化、下流への影響度等を考慮し地域の実情にあった対策を行い安全度の向上を図ることを目的に策定した「ため池改修加速化計画」や、令和2年10月1日に施行された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づく推進計画により、計画的に改修、補強するよう強力に推進する。また、改修に着手出来ないため池についても、市町村のハザードマップ作成に対する支援や、管理保全に対するソフト対策を推進し、防災・減災対策を充実させ、農村地域の安全安心を確保する。

3 事業計画

受益面積5ha以上かつ貯水量1,000m³以上のため池772箇所を県営事業の対象として、老朽化したため池の全面的な改修等によるハード対策を推進する。

第8章 海岸防災計画（近畿地方整備局、県農林水産部・県国土整備部）

1 現 況

本県の海岸は、和歌山市から串本町潮岬に至る紀州灘沿岸と、串本町潮岬から新宮市に至る熊野灘沿岸に分かれる。海岸に接する市町は和歌山市をはじめ6市12町となっており県人口の約7割を占める。

近年は砂浜及び砂礫海岸の侵食により汀線後退が進み、以前に増して台風等の波浪や高潮が沿岸住民生活や財産の安全に脅威を与えている。

また、地震津波対策にかかる住民意識の高揚を受け、水門樋門等の自動化・遠隔操作化等の新たな取り組みが課題となっている。

紀州灘沿岸 海岸線延長L=503km

河口からの流出土砂によって形成された平地海岸である県北部の一部を除き、多くは急峻な山地が海岸まで迫っているととも、大部分の海岸線は複雑に入り組んだ形状の海岸となっている。

海岸保全施設の主な施設構造は、第2室戸台風等の紀伊水道を北上する台風で発生する波浪を対象に設計されている。

熊野灘沿岸 海岸線延長L=149km

大部分の海岸線は複雑に入り組んだ形状の海岸となっている。

海岸保全施設の主な施設構造は、伊勢湾台風等の熊野灘沖合を北上する台風で発生する波浪を対象に設計されている。

2 計画方針

国が定めた海岸保全基本方針及び本県で作成した海岸保全基本計画により海岸保全施設の整備及び管理を行う。

(1) 津波、高潮、波浪等からの防護

ア 本県に甚大な被害をもたらした伊勢湾台風（昭和34年）や第2室戸台風（昭和36年）規模の高潮や波浪から人命や財産を防護する整備を行う。

イ 海岸侵食から現状の汀線を維持する国土保全に併せて、自然環境や海水浴等の利用の状況から侵食前の汀線に回復する整備を行う。

ウ 海岸部における津波浸水被害を最小限に抑制するため、避難対策をはじめとするソフト対策とハード対策を組み合わせた総合対策をもって、津波防護水準の向上を図る。

(2) 海岸環境の整備と保全

ア 本県特有の豊かで多様な海岸線を、地域の歴史と景観の保全を踏まえた整備を行う。

イ 国立公園や県立自然公園、景勝地の特性に配慮した整備を行う。

ウ 海岸保全施設が周辺環境にとけ込めるよう、人工リーフ等による面的防護方式などを活用する。

(3) 公衆の適切な利用

ア 海岸を面的な親水空間として捉え、県民が日常生活やレクリエーションに利用し、憩いの場

となる海岸空間を創出する。

イ 海岸の利用を高めるとともに、利用マナーの向上を働きかけ、利用者の意向を踏まえた整備及び管理行う。

3 事業計画

計画方針に基づき、令和5年度は以下の整備を実施する。

ア	高潮浸食事業	3箇所
イ	海岸堤防等老朽化対策緊急事業	6箇所
ウ	海岸耐震対策緊急事業	1箇所
エ	海岸保全施設整備事業（直轄）	1箇所

第9章 港湾防災計画（近畿地方整備局、県土整備部）

1 現 況

県内の港湾は、国際拠点港湾1、重要港湾1、地方港湾13（うち避難港2）、の計15港湾である。

※ 県管理港湾一覧は、資料編09-00-00を参照

2 計画方針

これらの港湾について、防災上、次の事業を計画する。

- (1) 船舶と背後港湾施設の安全を確保し、安定した物流・人流を支えるための防波堤と航路の整備
- (2) 災害時、住民避難及び緊急物資輸送を確保するための耐震強化岸壁と緊急輸送道路との連携
- (3) 親水空間としての通常利用に加え、災害時には、避難地として活用する港湾緑地（避難緑地）と、避難地の機能に加え、緊急物資輸送用耐震強化岸壁を併設した防災拠点緑地の整備
- (4) 既存港湾施設の耐震性強化として、岸壁、ふ頭用地の液状化対策

なお、和歌山下津港の国有港湾施設については、国土交通省近畿地方整備局により、直轄事業として計画を進める。

3 事業計画

(1) 県土整備部

計画方針に基づき、令和5年度は次の施設整備を計画している。

港 名	地 区 名	整 備 内 容	備 考
由良港	神谷地区	防波堤（北）	

(2) 近畿地方整備局

港 名	地 区 名	整 備 内 容	備 考
和歌山下津港	本港地区	防波堤（外）	
和歌山下津港	北港地区	防波堤（南）	

第10章 漁港・漁村防災計画（県土整備部）

1 現 況

本県の漁村の大半は、背後に山が迫る地形形状にあり、また、集落の形態は集密居の割合が高く、集落内道路の幅員も狭い。このため、台風等による高潮、波浪が発生した場合の直接の被害及び救援等の遅れによる増災も懸念されるところである。

漁港の施設についても、老朽化した施設や耐震性の劣る施設が多く、台風等による高潮、波浪によって水産関係者の財産や経済活動への影響が危惧される状態にある。

なお、本県の漁港数は94港あり、その背後に約6万人が生活する漁村が点在している。

2 計画方針

- (1) 船舶と背後漁港施設の安全を確保し、水産物の安定供給を支えるための防波堤と航路の整備。
- (2) 国が定めた海岸保全基本方針及び本県で作成した海岸保全基本計画により海岸保全施設の整備及び管理を行う。
 - ア 津波、高潮、波浪等からの防護
 - イ 海岸環境の整備と保全
 - ウ 公衆の適切な利用
- (3) 台風等による大規模災害時に道路輸送が困難となることが予想される地域においては、救援物資・救援人員・被災地からの避難者等の緊急輸送が海上輸送となることを考慮し、耐震性を強化した漁港施設と緊急輸送道路との連携を図る。
- (4) 台風等による大規模災害時に漁村が孤立することを防ぐため、避難路となる集落道整備、避難地となる広場整備を行う。

3 事業計画

計画方針に基づき、令和5年度は以下の整備を実施する。

ア 津波・高潮危機管理対策緊急事業	1箇所
イ 海岸堤防老朽化等対策事業	3箇所
ウ 水産基盤整備事業	11漁港

第11章 道路防災計画（近畿地方整備局、県土整備部）

1 現 況

県内道路（高速道路、国道、県道）の現況は次表のとおりであり、山地が県土の77%を占める地形、地勢条件から落石や地すべり等の危険が予想される箇所が数多く存在する。

種 別	実 延 長 (km)	改良済延長 (km)	改 良 率 (%)	舗装済延長 (km)	舗 装 率 (%)
高速道路	99.0	99.0	100	99.0	100
直轄国道	347.3	347.3	100	347.3	100
補助国道	713.1	489.2	68.6	520.5	73.0
県 道	1,894.9	902.0	47.6	1,164.0	61.4
合 計	3,054.3	1,837.5	60.2	2,130.8	69.8

「道路統計年報2022: 自転車道線（4路線）を除く」 令和3年3月31日現在

※ 道路危険予想箇所は、資料編10-01-00、10-02-00を参照

2 計画方針

災害への備えとして、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港や港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を推進する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国、県および市町村が一般送配電事業者、電気通信事業者と連携を図り進めている無電柱化についても一層の推進を図る。

また、豪雨等により、道路施設の被害が発生し、通行不能状態に至った場合を想定した危機管理体制の確立に向けて、道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制（初動体制）の構築、関係各機関との情報交換体制・相互支援体制の充実等を図り、迅速かつ的確な対応の実現を目指す。

3 事業計画

豪雨等による災害に強い道づくりを推進するため、高速道路等の幹線道路ネットワークの整備や、危険度が高い箇所（道路防災総点検結果情報等）をはじめ、緊急輸送ルート、孤立地域等の調査情報を元にプライオリティを定め、計画的に防災対策を実施する。

また、危機管理体制の実現に向けた各種調査、マニュアルの検討・策定、支援資機材の配備、訓練を実施する。

(1) 幹線道路ネットワークの整備

豪雨等による被害発生時の救助・救援活動等、命の道となる高速道路や直轄国道の整備促進、及び防災機能強化、県内主要幹線道路の整備を図る。

(2) 道路施設の被害情報収集体制の確立

豪雨発生時にはヘリコプター利用も含め、道路や橋梁等、交通施設の被害状況を迅速に把握

できる体制を構築し、初動期の被害情報収集に備える。

(3) 大迂回路や局地迂回路の選定

豪雨により、道路や橋梁等、交通施設の被害が発生した場合、通行不能箇所に対する大迂回路や局地迂回路を迅速に特定し、効果的な規制方法を選択できる体制を目指し、交通施設の基礎情報をはじめ、地形、各種区域、各種施設等の情報収集・整理に努める。

(4) 他機関との情報交換体制の確立

豪雨により、道路や橋梁等、交通施設の被害が発生した場合の被害情報、通行の禁止または制限等の規制情報等、他機関との情報交換体制の確立を目指し、各種事前協議及び協定を行うと共に、通信手段の多ルート化に努める。

また、短期間の集中的な大雪が見込まれる場合には、幹線道路上の大規模な滞留発生を回避するため、関係機関と連携して必要な人材、資機材を確保して迅速な除雪等に努める。

4 その他

・「道の駅」防災利用に関する基本協定と「道の駅」の利用

今後発生が予想される南海トラフの巨大地震・津波又は紀伊半島大水害に代表される豪雨・出水による大規模災害をはじめとする災害発生時において、迅速かつ的確な応急対策等を実施するため、関係機関が協働し、効率的かつ迅速な防災活動と啓発に努めることを目的に基本協定を締結した。

道の駅では防災啓発活動を行うと共に、災害発生時は以下の防災活動に利用する。

- ①道路に関する道路情報、被災情報の提供
- ②道路啓開に必要な活動拠点及び資機材等の運搬に係る中継場所の提供
- ③住民が避難・休憩するための場所を提供、支援物資の提供・保管

第12章 火災予防計画

第1節 火災予防計画（県総務部危機管理局）

1 現 況

近年の機械文明の進展に伴う社会経済活動の複雑多様化を反映して、災害事象の様相も拡大・複雑化を呈してきており、これに対処すべき消防業務も質・量ともに増大し住民の消防に対する期待もますます高くなってきているのが現状である。

このように増大する災害に対処するため、優秀な消防人を確保し、消防施設の充実・強化を図り、より効果的な消防技術、消防体制を整備推進するとともに、火災予防の徹底を図り、地域全体としての火災、その他の災害に対する防御策を確立していくことが必要である。

※ 資料編11-00-00を参照

2 計画方針

火災の発生を未然に防止し、また一旦火災が発生した場合被害の軽減をはかるため、火災予防及び消防体制の整備充実を図る。

3 事業計画

(1) 予防啓発の強化

県民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底については、次の方法により行うものとする。

ア 県及び市町村は、法で設置が義務づけられた住宅用火災警報器の普及啓発を実施するとともに、秋・春2回の火災予防運動及び文化財防火デー、山火事予防運動等を通じ火災予防思想の普及徹底を図る。

イ 市町村は、火災警報を発令した場合、広報車又は防災行政無線（個別受信機を含む。）及び有線放送を通じて火災予防を周知徹底させる。

（火災警報を一般住民に周知させるときは、市町村火災予防条例に定める禁止行為についてもあわせて広報するよう努める。）

(2) 予防査察体制の充実強化

市町村は、次により消防機関の予防査察体制の強化充実を図る。

ア 秋・春2回の火災予防運動期間中に予防査察を実施する。

イ 火災警報発令中には、火を使用する施設、設備及び物品を重点に予防査察を実施する。

ウ その他、必要に応じ特別査察を実施する。

(3) 防火対象物に対する火災予防の徹底

消防法第8条により、防火管理者を選任しなければならない防火対象物及び同法第17条の規定により消防用設備を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、次の措置をとる。

ア 市町村は、消防法、市町村火災予防条例に基づき学校、病院、事業場、興行場等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物について、防火管理の徹底を期するため立入検査

を励行し、また、通報、避難、消火等の訓練の実施及び消防計画の作成の指導を強化する。

イ 県及び市町村は、消防法第8条に規定する防火対象物には必ず防火管理者を選任し、その有資格者を養成するため、各種防火管理者講習会の開催、また、防火管理者に対し講習会を開催することにより、その資質の向上を図るとともに、消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施、自衛消防組織の充実、促進、消防用設備等の設備点検及び火気の使用について十分な指導を行う。

なお、防火管理者の組織化を育成指導し、相互の知識及び技術の修得研修の機会を提供する。

また、人命及び財産に多大の損害をもたらすのみならず、大きな社会不安を醸成し、国民全体に深刻な影響を及ぼすほどの大惨事となる可能性の非常に高い旅館、ホテル等特定防火対象物の安全対策については、上記の事項を徹底させるほか、「防火対象物定期点検報告制度」や「自主点検報告表示制度」に基づく表示を推進し、さらに、宿泊客に対する予防知識の啓発、避難経路等の周知徹底について強力な指導を行うとともに、毎年数回予防査察を実施して出火防止に努め安全対策の万全を期する。

ウ 市町村は、消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、また、消防法第17条の14の規定による消防用設備等工事着工の届出、市町村火災予防条例の定める防火対象物使用開始の届出及び、防火対象物用途変更の届出の際の指導を的確に行い、建築面からの火災予防の強化を期する。

(4) 消防団組織の充実強化

消防団は、消火活動はもちろんのこと、大規模災害時の救助救出活動、災害防御活動など非常に重要な役割を果たしており、地域に密着した組織として、住民に対するきめ細かい予防活動、啓発活動等幅広い分野でも活躍している。

その一方で、住民の意識の希薄化や過疎地域における若年層の減少等の影響で、団員数の減少、高齢化の問題が生じており、消防団の充実強化を一層推進していくことが課題となっている。

このため、消防操法大会等の開催による地域住民の理解と認識を深めるとともに、今後も若年層への積極的な参加の促進と消防団活動の安全確保に努め、消防団の充実強化に取り組んでいく。

(5) 自主防火防災組織の育成強化

ア 幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び婦人防火クラブ等の育成強化を図るとともに、和歌山県婦人防火クラブ連絡協議会において、連絡調整及び指導を行う。

イ アの他、地域に組織されている自主防災組織の育成強化を図る。

ウ 市町村は、火災予防思想の普及及び家庭等における防火知識の向上を図るため、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブ等地域自主防火組織を通じ防火研修会の開催、その他防火思想の向上のための必要な事業を行う。

(6) 初期消火活動体制の強化

ア 出火初期段階における住民及び自主防災組織等の消火活動体制（初期消火）の強化を図る。

(7) 消防体制の充実強化

市町村は、次により消防体制の充実強化を推進し、県は、必要な助成等を行う。

ア 消防ポンプ自動車等消防施設の更新増強等により、消防力の充実強化を図る。

- イ 消防水利の確保及び水利の多元化のため、防火水槽等の整備を図る。
- ウ 高度化、多様化する消防業務に対応するための十分な消防職員の確保と育成を図る。

第2節 林野火災予防計画（近畿中国森林管理局、県総務部危機管理局・県農林水産部）

1 現 況

本県における林野面積は、県下総面積の約8割を占めており、林野率は全国第8位である。

このような特性をもつ本県において、古くから、森林は、木材、林産物の供給、県土の保全、水資源の確保、自然景観、保養等の場の提供など幅広く県民生活に密着した関係が続けてきている。県では、このような森林を適正に保全することはきわめて重要な課題として位置づけ、林野火災を未然に防止するため、次により諸事業を展開している。

2 計画方針

林野火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合、被害の拡大防止を図るため火災予防及び消防体制の整備充実を図る。

3 事業計画

(1) 林野火災予防対策事業

県では、森林と住宅の近接化や、近年のアウトドアブームによる入林者の増大等による林野火災被害等の危険性の増大に対応して、林野火災予防体制を強化するための、林野火災予防資機材等配備を行う。

(2) 啓発運動の推進

和歌山県山火事予防運動実施要綱により予防意識の普及啓発に努め、森林の保全と地域の安全確保に万全を期する。

また、県下の中高等学校の生徒から山火事予防ポスター原画、標語を募集するほか、各種団体に文章並びにチラシ等の配布により火災予防意識の普及啓発を図る。

(3) 消防対策

ア 消防計画の樹立

市町村は、消防区域に関係ある森林管理署長、森林組合長、開拓関係団体の長、隣接市町村長等と消防計画に必要な事項について協議し、次の事項について計画する林野火災消防計画を樹立するものとする。

- ① 消防方針
- ② 特別警戒区域
- ③ 特別警戒時期
- ④ 特別警戒実施計画
- ⑤ 消防分担区域
- ⑥ 火災防御訓練
- ⑦ 出動計画
- ⑧ 資機材整備計画（林野火災用消防施設等の現況は、資料編12-02-00を参照）
- ⑨ 防護鎮圧要領

イ 共助協力体制の整備充実

林野火災の予防、警戒、鎮圧活動は、森林関係行政機関、山林所有者、山林作業従事者、入林入山者、その他地域住民の協力によるところが多く、特に鎮圧活動には消防地域の接する市町村消防隊の相互援助協力によって目的を達することが多いので、これらの関係機関及び団体等と共助協力体制の整備充実に留意するものとする。

ウ 教育訓練の実施

林野火災の鎮圧要領等の訓練は、林野火災の発生するおそれのある地域を所轄する消防職団員に対して教育を行い、特に重要警戒区域を所轄する消防職団員に対しては、毎年1回以上現地において次の各号の教育訓練を行うものとする。

- ① 火入許可地域の火入の際の総合防御訓練
- ② 防火線構築要領の修得訓練
- ③ 幹部の指揮能力を養成するための図上訓練

第13章 建造物災害予防計画（県土整備部）

1 現 況

近年市街地に立地する建築物の用途、設備は、多種多様で複雑化している。

また、郊外での開発も見られるが、これらが無秩序に行われると、地震、火災、風水害等の災害発生時には人身事故につながる事が予想される。

2 計画方針

火災、風水害等の災害に対し、建築物の安全性を確保し、人身事故を防止するため、各種災害に対応し、未然防止及び円滑な復旧を図り、関係機関との協力等を図る総合的な防災対策を推進する。

3 事業計画

(1) 建築物の防災対策

一般住民に対して建築物の災害予防の知識の普及徹底を図るため、関係機関と連携のうえ、次の対策を講ずる。

ア 建築物の耐震改修の促進

建築基準法令及び建築物の耐震改修の促進に関する法律の普及と啓発を図るとともに、関係団体に対する法施行上の協力を要請し、遵法精神の高揚に努め、建築確認申請時等において防火上及び耐震上等の指導を行う。

また、特に大地震時に多大な被害が予測される古い住宅については、耐震改修に取り組みされる方の負担を軽減するために、県・市町村が連携し、耐震診断や耐震改修に要する費用の一部を助成するなどして耐震改修を支援する。

イ 建築物の防災査察の実施

適切な維持保全により建築物の安全性を確保するため、年2回の建築物防災週間を中心に、防災査察を実施し、必要な指導を行い、防災改修を促進するとともに現行の耐震基準を満足していない建築物に対して、耐震診断と必要な耐震改修を実施するよう指導を行う。また、建築物の窓ガラス・外壁等の落下物の点検・改修指導及びコンクリートブロック塀の安全対策についても点検改修指導を行う。

ウ 建築物の定期調査・検査の推進

建築基準法第12条の定期報告の活用を図り、(一財)県建築住宅防災センターとの連携を図りつつ既存の対象建築物について適正な維持管理による防災性能の確保を図るとともに不適格な建築物について、防火上、避難上及び耐震上の改修を促進する。

エ ポスター掲示及びパンフレット配布

建築物防災週間を中心に、公共施設、駅、公民館、その他人目につきやすい場所に掲示する。

オ 官報、ラジオ、テレビ等の広報機関による普及

カ げけ地近接等危険住宅移転事業の活用

キ 市街地再開発事業や各種まちづくり事業の啓発

第14章 宅地災害予防計画（県土整備部）

1 現 況

一定規模以上の開発行為及び宅地造成工事規制区域内の宅地造成工事については、県及び市町村が災害防止に重点をおいた技術基準に基づき審査の上許可し、更に完了検査を実施している。

また、宅地災害が発生するおそれがある場合には、勧告、改善命令などの措置を講じている。現在、宅地造成工事規制区域の指定状況は、和歌山市、海南市、橋本市、紀の川市、田辺市、白浜町、新宮市、那智勝浦町の6市2町の全域面積233,566haのうち指定面積は、26,838haであり11%に相当する。

2 計画方針

宅地造成に伴い、がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊、調整池の堤防決壊等の災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、宅地造成等規制法により、法制度の周知徹底を通じて安全かつ良好な宅地の確保を図る。

3 事業計画

(1) 宅地防災月間の設定

梅雨期及び台風期の宅地災害に備え、住民及び関係業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため6月及び9月の2期を宅地防災月間と定め、期間中は、規制区域内の巡視を計画的に行い、現地で適切な指導を行う。また、広報活動を実施して県民へのPRに務める。

(2) 宅地防災工事の貸付金制度の活用

改善を必要とする宅地について、住宅金融支援機構による貸付制度についてPR及び指導を行う。

(3) 被災宅地危険度判定体制の整備

大地震等（地震又は降雨）により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を防止、軽減し、住民の安全確保を目的として、和歌山県被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、被災宅地の危険度判定を実施する必要があるため、県内対象者に講習会を実施し、被災宅地危険度判定士（以下、宅地判定士）を養成するとともに、判定活動の円滑な実施を図るため、宅地判定士名簿の管理、市町村担当窓口の整備及び宅地判定士への連絡体制の整備を行う。

※ 和歌山県被災宅地危険度判定実施要綱は資料編14-00-03を参照

※ 和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱は資料編14-00-02を参照

※宅地防災工事の貸付金制度

宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう勧告又は改善命令を受けた際に必要な資金は、住宅金融支援機構の行う次の融資制度を積極的に活用するよう指導し、早急に宅地の改善を図るものとする。

○宅地防災工事資金融資

①申込みができる者

- ・宅地について勧告又は改善命令を受けた者。
「勧告」、「改善命令」とは・・・次の法律に基づき地方公共団体から出される。

勧告	①宅地造成等規制法第16条第2項又は第21条第2項 ②急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3項 ③建築基準法第10条第1項
改善命令	①宅地造成等規制法第17条第1項若しくは第2項又は第22条第1項若しくは第2項 ②急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第10条第1項又は第2項 ③建築基準法第10条第3項

- ・「勧告」を受けた日から2年以内又は「改善命令」を受けた日から1年以内に申込みがあった者
- ・年収に占めるすべての借入れ※の年間合計返済額の割合（＝総返済負担率）が次の基準を満たす者

年収	400万円未満	400万円以上
基準	30%以下	35%以下

※ すべての借入れとは、宅地防災工事資金融資による借入れのほか、宅地防災工事資金融資以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン（クレジットカードによるキャッシングや商品の分割払い・リボ払いによる購入を含む。）などの借入れを指す。注：総返済負担率基準に満たない場合、同居する親族の収入を合算できる場合もある。

- ・申込日現在、原則として79歳未満の者
- ・日本国籍の方又は外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）により永住許可を受けている者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者）の者

②融資可能な工事

- ①のり面の保護 ②排水施設の設置 ③整地 ④擁壁の設置（旧擁壁の除去を含む。）
- ⑤その他（例：ネットフェンスの設置）

③融資額

1,190万円又は工事費の、いずれか低い額を上限とする。

④融資金利

住宅金融支援機構への問合せが必要。

⑤返済期間

20年以内（1年単位で選択可能。）

* 申込み条件により別途限度がある。詳細は住宅金融支援機構への問合せが必要。

⑥担保

工事を行う土地、その土地に建っている家屋などに第1順位の抵当権を設定。

⑦火災保険

返済終了までの間、工事を行う土地に建っている家屋に要件を満たす火災保険を付保。

※ 火災保険料は本人負担となる。詳細は住宅金融支援機構への問合せが必要。

⑧申込み・問い合わせ

a 借入申込書・融資の案内の入手方法

借入申込書等については、下記お客様コールセンターへ請求。（無料）

住宅金融支援機構 お客様コールセンター 0120-086-353

受付時間 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

利用出来ない場合（PHS、海外からの国際電話など）は、048-615-0420
（通常料金が発生。）

b 申込み方法

郵送又は来店により住宅金融支援機構本店へ申込む。詳細は住宅金融支援機構への問合せが必要。

第15章 盛土防災計画（県農林水産部、県県土整備部）

1 現 況

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した盛土の崩壊による大規模な土石流災害を踏まえ、県下全域で盛土総点検を実施した結果、5,838箇所の盛土を抽出した。

※ 盛土総点検については、砂防課ホームページ参照

2 計画方針

大雨等気象状況の変化や経年変化により盛土の状況に変化が生じるなどして、対策が必要と判断された場合には、所有者等に指導や監督を講じるものとする。

3 事業計画

宅地造成及び特定盛土等規制法（令和5年5月施行）に基づき、盛土を適正に規制する準備を進めるとともに、既存盛土については、現行の各法令に基づき、所有者等に必要な指導等を行うものとする。

第16章 下水道等施設災害予防計画（県土整備部）

1 現 況

下水道等は、居住環境の改善、浸水の防除のための基幹的施設であるとともに、公共用水域の水質保全のためにも重要な施設である。

県内の下水道等の普及率は低いものの、生活基盤を支える重要なライフラインの一つである。

※ 下水道事業の供用開始状況表は、資料編15-01-00を参照

※ 農業集落排水事業の供用開始状況表は、資料編15-02-00を参照

2 計画方針

豪雨時において下水道施設が被災しないよう、災害に強い下水道等の整備を図る。

また、被災時及び大規模停電発生時においても下水道等の機能を最低限維持し、早期に機能回復を行うため、関係機関との連携を図る。

3 事業計画

- (1) 自家発電装置や設備の二元化など災害に強い施設整備を行う。
- (2) 被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書を保全・整備する。
- (3) 施設の点検・復旧要員を確保するため、近隣市町村による応援体制の整備や下水道事業災害時近畿ブロック応援体制等との連携を図る。
- (4) 災害が長期化した時に備え、燃料供給及び備蓄の体制構築を図る。
- (5) 被災時に国や他府県等からの応援を迅速・的確に受入れるための受援体制の構築を図る。

第17章 流木災害予防計画（県農林水産部、県県土整備部）

1 現 況

県下における貯木場は7箇所ある。

※ 貯木場の所在・面積及び貯木能力は、資料編16-00-00を参照

2 計画方針

津波、台風、高潮及び洪水等に際し、流木による被害の防止対策を講ずるものとする。

3 事業計画

木材業者及び公共管理者等は、災害時における流木による被害を無くするため、次の事項について万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 台風襲来前には貯木場内の木材けい留を整理し、ロープ等で固定し、いかだの散乱、流出の防止を図る。
- (2) 水中貯木のものをできる限り陸上貯木に切り替える。
- (3) 災害時における木材による被害防止のため、関係者で連絡調整を図る。

第18章 上水道施設災害予防計画（県環境生活部）

1 計画方針

大規模な風水害等災害の発生に備え、水道施設の防災対策の強化を図るとともに、被害を受けた施設の復旧を速やかに行い、飲料水を確保することを目的とする。

2 事業方針

- (1) 市町村の水道施設について、重要性・緊急性を考慮し、優先順位を付けて施設の防災対策を行い、風水害等による被害を最小限にする施策を指導する。
- (2) 単独で水道施設の応急対策ができず、被災地の水道事業者が応援の必要性を認めた場合、速やかに県内水道事業者、関係団体及び他の府県へ応援要請ができるよう連絡調整の体制を指導する。

3 実施計画

- (1) 水道施設は広い地域に分布し特に地質や地形等の立地条件に違いがあり、また取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設による多種多様の構造物や機器より構成されている。既存施設の立地条件や老朽度合い等を含め施設の再点検を指導し、その結果に基づき目標年度を決め順次計画的に防災事業を進めるよう指導していく。
- (2) 水道事業者等が水道施設の被災予測を踏まえた応急復旧及び応急給水の行動指針を作成し、公表することを指導していく。
また、水道事業者等の緊急時の組織体制及び相互支援体制作りを指導していく。

第19章 文化財災害予防計画（県教育委員会）

1 現 況

文化財保護法により指定された重要文化財（国宝を含む。）及び記念物（特別記念物含む。）等並びに県文化財保護条例により指定された有形文化財及び記念物等は、高野町をはじめ和歌山市、田辺市、那智勝浦町等に多く所在し、このほか市町村が条例により指定している文化財や未指定であるが価値の高い文化財も多数ある。

文化財の防災施設としては、警報設備、避雷設備、消火設備及び防災道路などで、これらの設置等につき、国及び県等からの補助金により漸次施設設備の整備を図っている。

- ※ 国・県指定文化財集計表は、資料編17-01-00を参照
- ※ 指定文化財国宝（建造物）は、資料編17-02-00を参照
- ※ 指定文化財重要文化財（建造物）は、資料編17-03-00を参照
- ※ 県指定文化財（建造物）は、資料編17-04-00を参照

2 計画方針

県内には、歴史的に価値の高い文化財が未指定のものも含め数多く残されている。これら文化財を保存し、後世に伝えるためには、文化財の所在情報の充実等により、現況を正確に把握し、予想される災害に対して予防対策を計画するとともに、施設の整備、文化財保護思想の普及・啓発及び指導の強化を推進しなければならない。

文化財の所有者又は管理者は、良好な状況のもとに、文化財の維持管理に当たるものとし、県教育委員会及び市町村文化財主管部局は勧告、助言、指導等を行うものとする。

なお、詳細については、令和3年3月策定の「和歌山県文化財保存活用大綱」及び別に定める対応マニュアルによるものとする。

3 事業計画

県・市町村文化財主管部局、消防機関及び文化財の所有者又は管理者は、下記について具体的な事業計画を立て、災害防止対策を実施する。

(1) 現状把握

未指定を含む文化財リストの作成及び現況・収蔵状況を把握する。

(2) 体制整備

ア 文化庁及び市町村をはじめ県内外の関連機関との役割分担と連絡体制を整備する。

イ 和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議と連携し、県内の文化財等所在情報の把握に努め、文化財の被災軽減や応急措置、保全のための情報共有を図る。また、被災時における住民や観光客等の避難・誘導、文化財等の保全活動に関するマニュアルの整備を行うとともに、文化財所有者・管理者に対し防災対策等に係る支援や助言を行う。

ウ 独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター、近畿圏危機発生時の相互応援など外部組織からの支援体制を確立する。

(3) 現地指導

文化財保護指導委員による現地指導及び現地巡回報告に基づく防災上必要な指導等を行う。

(4) 文化財保護思想の普及及び訓練

- ア 文化財保護強調月間、文化財防火デー等の行事を通じて防火防災の趣旨の周知徹底を図る。
- イ 文化財についての防火査察、防火実施訓練あるいは図上訓練を随時行う。

(5) 施設整備等

ア 火災対策

火気の使用制限、たき火・喫煙禁止区域の設定、自動火災報知設備の設置、漏電火災警報器設置、消火栓（貯水槽を含む）の施設設備、ドレンチャー・放水銃設備、防火壁・防火設備等の設置、防災進入道路の整備・敷設、収蔵庫・保存庫の建設等

イ 雷火対策

各建物及び敷地全体として避雷設備の設置

ウ 風水害対策

適正な資料収蔵施設の確保、資料の分類及び収納、水損資料レスキュー用具類の備蓄

エ その他の対策

環境整備（危険木除去、排水設備、擁壁、換気、除湿等）、薬剤処理（蟻害、虫害、腐朽の予防）、防御網・阻止柵等の設置、収蔵庫の建設、施設への委託保管、電気的安全性の定期検査の励行、防災施設の定期的な点検の実施、非常通報器の確認等

(6) 防災設備の維持管理

指定文化財（建造物）の防災施設設置状況は次表のとおりであるが、老朽化した設備については、計画的に改修を行う。

指定文化財（建造物）の防災施設設置状況（令和5.4.1現在）

防災施設名	指定別	指定件数	防災施設 設置済件数	設置率
警報設備	国	82	80	98%
	県	45	32	71%
消火設備	国	82	71	86%
	県	45	18	40%
避雷設備	国	82	60	73%
	県	45	11	24%

(注) 1 国指定建造物85件のうち、石造物2件、収蔵庫へ収蔵中の1件を除く。

2 県指定建造物59件のうち、石造物13件、収蔵庫へ収蔵中の1件を除く。

第20章 危険物等災害予防計画

第1節 危険物災害予防計画（県総務部危機管理局）

1 現 況

産業活動の進展に伴う石油類の需要の増加、多品種製品の開発及び利用の拡大並びに生活様式の高度化により、危険物の取扱量は増加し、石油類の貯蔵タンクは大型化するとともに、施設も大規模集積化が進んでいる。

※ 危険物製造所等数調（完成検査済証交付施設）は、資料編18-00-00を参照

2 計画方針

自然災害時における危険物による二次災害の発生拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講じるとともに、危険物施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災思想の普及啓発の徹底を図る。

3 事業計画

(1) 保安教育及び防災訓練の実施

ア 危険物を取り扱っている事業所の管理責任者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員に対し、保安管理の向上を図るため、消防関係機関等と協力して講習会、研修会などの保安教育を実施するとともに、災害を想定した防災訓練を実施する。

イ 危険物安全週間に保安啓発活動を実施する。

(2) 規制の強化

危険物施設の立入調査を適時実施し、強力な行政指導を行うよう市町村の指導を図る。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する指導の強化

イ 危険物の運搬、積載の方法についての検査の強化

ウ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者に対する指導の強化

エ 危険物の貯蔵取扱い等安全管理についての指導

(3) 自衛消防組織の強化促進

ア 自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

イ 隣接する危険物を取り扱う事業所の相互応援に関する協定を促進し、自衛消防力の確立を図る。

(4) 化学消防機材の整備

ア 市町村に化学車等の整備を図り、化学消防力の強化を促進する。

イ 危険物事業所における泡消火薬剤等及び必要機材の備蓄を促進する。

(5) 避難、救助及び救急

「市町村計画」及び「市町村消防計画」の定めるところによる。

第2節 火薬類災害予防計画（県総務部危機管理局）

1 現 況

火薬類取締法に基づき、人家等に対し安全な距離を確保するとともに、公共の安全確保並びに災害の防止に努めている。

※ 火薬類関係事業所一覧は、資料編19-00-00を参照

2 計画方針

火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の整備を重点に災害対策を推進する。

3 事業計画

(1) 保安思想の啓発

- ア 火薬類取締法の周知徹底
- イ 各種講習会、研修会の開催
- ウ 火薬類取扱い等の指導
- エ 危害予防週間における各種事業の開催

(2) 規制の強化

- ア 製造施設、貯蔵所又は消費場所等の保安検査及び立入検査
- イ 各種事業所における火薬類の取扱状況並びに保安管理体制等の実態把握と各種保安指導
- ウ 関係行政機関との密接な連携による保安維持の推進

(3) 自主保安体制の整備

- ア 和歌山県銃砲火薬商組合等を中心とした火薬類取扱保安責任者及び従事者に対する保安教育の充実・強化
- イ 資格者の充実と資質の向上
- ウ 和歌山県銃砲火薬商組合の育成と自主保安活動の指導
- エ 各事業所における保安教育の実施
- オ 各事業所における防災活動、応急措置訓練の実施徹底

第3節 高圧ガス災害予防計画（県総務部危機管理局）

1 現 況

県内における高圧ガス製造事業所は、大規模なものは和歌山市から有田市にかけての海岸沿いに、また、一般高圧ガス製造事業所、液化石油ガス製造事業所は海岸沿い及び紀の川沿いに集中しているが、近年高圧ガスは、在宅医療酸素やスクーバダイビング用圧縮空気等、県民の身近で使用される傾向にある。

また、液化石油ガス（LPG）は県下において約24万戸で消費されており、それぞれ高圧ガス保安法並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、事故防止に努めている。

※ 高圧ガス・液化石油ガス関係事業所 販売所・貯蔵所一覧は、資料編20-00-00を参照

2 計画方針

高圧ガス及び液化石油ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、立入検査等の強化を図るとともに高圧ガス及び液化石油ガスの保安に関する自主的な活動の促進を図り、災害予防対策を推進する。

3 事業計画

(1) 保安思想の啓発

- ア 高圧ガス保安法の周知徹底
- イ 各種講習会、研修会の開催
- ウ 高圧ガス取扱いの指導
- エ 保安活動促進週間における各種事業の開催
- オ LPガス消費者安全月間における啓発活動の実施

(2) 規制の強化

- ア 製造施設、貯蔵所又は消費場所等の保安検査及び立入検査の実施
- イ 各事業所における実態把握と各種保安指導の実施

(3) 自主保安活動の促進

- ア 各事業所における定期自主検査と自主保安体制の確立
- イ 自主保安教育の実施徹底
- ウ 有資格者の充実と資質の向上
- エ 各事業所における防災活動、応急措置訓練の実施徹底
- オ 安全器具等の設置促進
- カ 県内高圧ガス関係団体の育成と自主保安活動の促進

第4節 毒物劇物災害予防計画（県福祉保健部）

1 現 況

県下における毒物劇物の製造、輸入業者及び貯蔵タンクは、その大部分が和歌山市小雑賀地区及び湊地区周辺の重化学工業地帯に集中している。

※ 毒物・劇物製造業者等一覧は、資料編21-01-00を参照

2 計画方針

毒物又は劇物により保健衛生上に危害の生じることを防止するため、次のことについて計画実施する。

3 事業計画

毒物又は劇物等の炎上、流出、爆発、漏洩等により、周辺の地域に被害を及ぼすことを防止するため、毒物劇物等の製造、貯蔵、取扱い等を行う施設（毒物劇物製造業者、同販売業者、同業務上取扱者）に対して、重点的に事故防止を指導する。

- (1) 毒物劇物営業者に対する立入検査の強化
- (2) 毒物劇物屋外貯蔵タンク等の貯蔵施設調査の実施
- (3) 毒物劇物関係業者に対する講習会等の開催
- (4) 和歌山県毒物劇物地震対策協議会の開催
- (5) 毒物劇物危害防止規程の作成推進

第5節 放射性物質事故災害予防計画（県総務部危機管理局）

1 現 況

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づき、放射性同位元素等の使用の許可を受け、又は使用の届出をしている事業所は、令和5年3月31日現在県内に63事業所ある。

※ 放射性同位元素等規制法の対象事業所一覧は、資料編22-01-00を参照

2 計画方針

放射性物質の取扱いによる事故、運搬中の事故、金属スクラップ等に混入した放射性物質が発見される等の事故の発生及び事故による被害の拡大を防止するため、関係法令の遵守、保安意識の高揚、通報体制の整備、防災関係資料の把握等の対策を推進する。

3 事業計画

- (1) 放射性物質取扱業者は、関係法令を遵守するとともに、安全管理に万全を期する。
- (2) 放射性物質取扱業者は、事故の発生のおそれがあるとき及び事故が発生したときの連絡通報体制及び防災関係機関への情報提供体制を確立する。
- (3) 県は、事故等の連絡通報体制（夜間、休日を含む）及び受信した情報の連絡通報体制を確立する。
- (4) 県は、放射性物質使用事業所、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努める。

第6節 危険物等積載船舶災害予防計画（和歌山・田辺海上保安部）

1 計画方針

大型タンカーを主体とする危険物等積載船舶の事故発生による災害を未然に防止し、もって船舶、港湾施設等の安全確保に努めるものとする。

2 事業計画

(1) 調査研究

防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究に努める。

ア 災害発生状況及び災害の教訓等に関する資料

イ 災害の予想に関する資料（気象、海象等に起因する災害の種類、発生の時期及び程度の予察並びに判断のための諸資料）

ウ 港湾状況（特に避難港、避泊地、危険物の荷役場所、貯木場、はしけ溜り等の状況）

エ 防災施設、機材等の種類、分布等の状況

オ 関係機関の災害救助計画

(2) 研修訓練

平常業務を通じて職員に対し、防災に関する指導を行うとともに、随時次の研修訓練を実施する。

ア 災害関係法令及びその運用に関する知識並びに海上災害の専門知識に関する研修

イ 非常呼集、防火、搜索救助、警報伝達、物資の緊急輸送、流出油事故対策等の防災に関する訓練

ウ 防災訓練の参加

(3) 防災思想の啓発

各種船舶に対する海難防止活動を実施するほか、随時海難防止講習会を開催し、資料の配布、スライド映写等により、海上災害防止思想の普及に努め、また、巡視船艇職員により一般船舶への訪船指導を強化する。

(4) 流出油等の災害防止対策

油等の流出による災害を防止するため、次の対策を講ずる。

ア 油等の広域拡散防止物品の整備（オイルフェンス）

イ 油等の回収装置の整備

ウ 油等の化学処理剤の整備

第7節 危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害予防計画（県総務部危機管理局、警察本部）

1 現 況

危険物、高圧ガス等の消費、取扱量が増加しているため、危険物等積載車両による輸送が増加しているが、交通事情の悪化や長大トンネルの増加に伴い、事故発生の危険性は高く、二次災害等大事故になる危険性がある。

また、火薬類については消費、取扱量等は減少しているが、危険性が極めて高い。

2 計画方針

危険物、高圧ガス、火薬類等の車両による輸送中の災害の発生及び被害の拡大を防止するため、各関係機関は相互に連携を保ち、事故発生時における応急措置について万全の対策を講じるとともに、関係機関による輸送車両の査察等を強化する。

3 事業計画

(1) 運送事業者及び従事者の自主保安体制の確立

- ア 車両の整備点検
- イ 有資格者の乗務（危険物取扱者、移動監視者等）
- ウ 道路交通法規の遵守
- エ 標識、警戒標等の掲示
- オ 消火器、信号用具、防災資機材等の携行
- カ 保安教育の徹底
- キ イエローカードの普及啓発

(2) 予防査察

- ア 関係機関合同による街頭一斉査察の実施
- イ 常置場所における立入検査の実施

(3) その他

- ア 和歌山県高圧ガス地域防災協議会による指導の強化（高圧ガス）
- イ 和歌山県銃砲火薬商組合による指導の強化（火薬類）
- ウ 運送事業者及び従事者に対する安全運行に関する講習会等の計画的実施
- エ 出荷業者による運送従事者に対する安全運行に関する教育の徹底
- オ 和歌山県高速道路等危険物運搬車両事故防止等対策協議会による指導の強化

第8節 有害物質流出等災害予防計画（県環境生活部）

1 計画方針

- (1) 有害物質の流出及び石綿の飛散による住民の健康被害防止のため、平常時に本計画により予防対策を講じる。
- (2) この計画の対象とする有害物質は、人に健康被害を生ずるおそれのある以下の物質とする。
 - ア 大気汚染防止法施行令第3条の3第1号で規定されている吹付け石綿（レベル1）
 - イ 水質汚濁防止法第2条第2項第1号で規定される有害物質
- (3) 事業所敷地内の有害物質汚染対策は、原則として事業者が実施する。
- (4) 事業所敷地外の有害物質汚染対策は、事業者が県及び市町村と連携して実施する。

2 事業計画

- (1) 石綿飛散防止対策（上記1-(2)-アの物質）
 - ア 県は、著しく飛散性が高い吹付け石綿（レベル1）が使用されている可能性がある建築物の調査を行い、アスベスト台帳※1を作成し、その情報を市町村と共有する。また、建築物所有者には、建築物解体等において適切な対応が取れるよう、調査結果及び必要な知識を情報提供する。
 - イ 県及び市町村は、吹付け石綿（レベル1）の廃棄物処理等について災害廃棄物処理計画に基づいた体制を構築する。
 - ウ 県は、石綿飛散防止応急対策や建築物の修繕及び解体作業時の石綿飛散防止対策を定めた「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」※2を作成し、市町村と連携した体制を構築する。
 - エ 県及び市町村は、災害ボランティア、復興従事者及び住民等の石綿暴露防止のため、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用など必要な知識の普及啓発を実施する。
 - (2) 有害物質流出防止対策（上記1-(2)-イの物質）
 - ア 県は、有害物質貯蔵事業所敷地外の土壌汚染等の対策について、「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対策】」※3に準じて、市町村及び事業者と連携した体制を構築する。
 - イ 県は、有害物質貯蔵事業所の情報を把握し市町村と情報を共有する。
 - ウ 事業者は、県が作成したマニュアルを参照し、災害時の有害物質流出防止計画を作成し、施設の改善、流出時の対応方法の検討及び定期的な訓練を実施する。
 - エ 県、関係市町村及び事業者は、定期的に災害に備えた予防措置や災害時の対策について情報交換を行う。
- ※1 「アスベスト台帳」とは、飛散性が高い吹付け石綿（レベル1）が使用されている建築物及びその可能性がある建築物のリスト
- ※2 「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」資料編23-01-00を参照
- ※3 「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対策】」 資料編23-01-01を参照

第21章 公共的施設災害予防計画

第1節 公衆電気通信施設災害予防計画

本章は、「災害対策基本法」の定めるところにより、一般防災の災害予防に関する措置について、基本となる事項を定めたものである。

(西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)

1 防災教育

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうよう、防災に関する教育を実施する。

2 防災訓練

防災を円滑、かつ迅速に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。

- (1) 災害予報及び警報の伝達
- (2) 非常招集
- (3) 災害時における通信そ通確保（災害用伝言ダイヤル等安否確認のためのサービスの運営を含む。）
- (4) 各種災害対策用機器の操作
- (5) 電気通信設備等の災害応急復旧
- (6) 消防及び水防
- (7) 避難及び救護

3 防災訓練への参加

中央防災会議、或いは地方防災会議等が主催して行う防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

4 電気通信設備等に関する防災計画

(1) 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、その付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

ア 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行うこと。

イ 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行うこと。

ウ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行うこと。

(2) 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。

- ア 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とすること。
- イ 主要な中継交換機を分散設置すること。
- ウ 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築すること。
- エ 通信ケーブルの地中化を推進すること。
- オ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置すること。
- カ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進すること。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の施設記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(4) 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

5 重要通信の確保

- (1) 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。
- (2) 常時そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。
- (3) 災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通信のそ通を図り、重要通信を確保する。

6 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において、通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて、次に掲げる機器及び車両等を配備する。

- (1) 非常用衛星通信装置
- (2) 非常用無線装置
- (3) 非常用伝送装置
- (4) 非常用電源装置
- (5) 応急ケーブル
- (6) 災害対策指揮車
- (7) 雪上車及び特殊車両
- (8) 携帯電話サービスカー
- (9) その他の応急復旧用諸装置

7 災害対策用資機材等の確保と整備

(1) 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

(2) 災害対策用資機材の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等

の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検をおこない非常事態に備える。

(4) 災害対策用資機材等の広域運営

保有する主要な災害対策用資機材の効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整を図る。

(5) 食糧、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

(6) 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

8 設備事故の防止

(1) 電気通信設備の点検調査

電気通信設備を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため定期的に電気通信設備の巡視点検（災害発生のおそれがある場合等には特別の巡視）を行い不具合の早期発見とその改修に努める。

(2) 広報活動

社外工事による被加害事故防止のため、道路管理者等と緊密な連携をとるとともに、報道機関等を通じて広報を行う。

9 災害時における通信障害復旧作業の連携等に関する協定

非常事態において、広域的な連携体制を早期に確立し、自治体と連携して迅速な復旧活動を実施するため、相互連携強化策として次の事項を実施する。

- ・災害の発生に伴う大規模通信障害発生時に復旧作業の支障となる樹木・土砂等の障害物除去等の作業の連携等に関する県との協定締結。

(KDDI株式会社)

1 防災に関する関係機関との連絡調整

災害に際して、防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう平素から次のとおり関係機関と密接な連絡調整を行う。

- (1) 本社においては、総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。
- (2) 総支社においては、当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。
- (3) 各事業所においては、必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に

係る計画に関して連絡調整を図る。

2 通信設備等に対する防災設計

災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行う。また、主要な通信設備等については予備電源を設置する。

3 通信網等の整備

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行う。

(1) 網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。

(2) 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

4 災害対策用機器、車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備する。

5 災害時における通信の疎通計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、重要な通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第55条に規定する通信。以下同じ。）の確保を図るため、通信の疎通、施設の応急復旧等に関する緊急疎通措置、緊急復旧措置等に関する計画を作成し、現在に則して適宜実施する。

6 社員の動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めておく。

7 社外関係機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があることを想定し、応援要員の派遣、燃料、食糧等の特別支給、交通規制の特別解除、資材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あらかじめその措置方法を定めておく。

8 防災に関する教育、訓練

(1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図る。

(2) 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係わる情報の収集・伝達、災害対策本部等の設置、非常召集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害応急復旧、災

害対策用機器の操作、消防・水防、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図る。

- (3) 訓練の実施に当たっては、被害想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行う。

(ソフトバンク株式会社)

ソフトバンク株式会社は、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。

(1) 電気通信設備の現況

大規模災害発生に備え、通信サービスの確保ができるように、防災体制を整えとともに、関係機関との緊密な連携を図り、災害に備えた対策と指針づくりを実施することとする。

① 停電対策

基地局やネットワークセンターには、停電時も安定した通信を確保できるよう、予備電源や非常用発電設備を設置、また、重要拠点については燃料タンクを設置、さらに燃料優先給油契約により円滑な燃料供給体制をとることとする。

② 伝送路対策

ネットワークセンター間および複数の基地局の通信を通す基幹伝送路は、線路の冗長化や迂回路を用意して、通信が確保されるような対策を実施することとする。

(2) 自主保安体制の構築

① 対応マニュアルの徹底

速やかなサービス復旧が実現できるよう、対策（災害対応マニュアルの策定、緊急連絡網の整備など）が確立することとする。

② 非常時体制の編成と連絡網の整備

災害発生時に、ネットワーク障害に即応できる体制を編成して万が一に備えることとする。

③ 災害対策用設備および防災備蓄品の配備

災害時に通信サービスの早期復旧を図るため、各地に災害対策用設備、復旧資材および予備品などを確保することとする。

(3) 防災訓練の実施

実際の災害を想定した訓練を実施し、訓練結果をネットワークの運用保守体制の見直しおよび改善に反映し、協力会社との合同訓練も実施し、災害発生時には通信サービスの早期復旧を図れるよう訓練することとする。

(楽天モバイル株式会社)

(1) 関係機関との連絡調整

災害対策を円滑に実施するために、電気通信事業者として、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、平素から社外関係機関と密接な連携を行う。

① 本社における対応

ア 総務省、内閣府およびその他関係政府機関ならびに関係機関と防災業務計画に関し連絡調整を図る。

イ 災害時には国に設置される災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切

な遂行に努める。

ウ 円滑な災害復旧、重要通信の確保等を図るため、地域の統括・調整機能を発揮する。

②地域における対応

ア 当該区域を管轄する関係機関、地方公共団体と防災業務計画に関し連絡調整を図る。

イ 平常時には当該地方公共団体の防災会議等と、また災害時には当該地方公共団体の各災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。

(2) 通信設備等の高信頼化

電気通信設備等の防災設計を行い、災害が発生した場合においても通信を確保するために、主要な伝送路を多ルート構成またはリング構成とする等、通信網の整備を行う。

(3) 重要通信の確保

災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

(4) 災害対策用機器および車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機器、運搬用車両その他災害対策用機器等を配備する。

(5) 防災に関する教育、訓練

災害の発生、または発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行しうよう、防災に関する教育を実施する。また、防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、災害予報・警報の伝達、通信疎通確保、および、災害対策用機器の操作等の防災訓練を実施する。

第2節 電力施設災害予防計画（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条に基づき、電力施設に係る災害予防の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

2 計画の基本構想

関西電力及び関西電力送配電は電気事業の公共性に鑑み、電力施設の災害を防止し、また発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、災害発生原因の除去と防災・減災環境の整備に常に努力を傾注する。

3 関係機関との相互連携協力体制の構築

(1) 自治体との協調

平常時には、地方防災会議等への参画、最低年1回の連絡窓口等の相互確認を実施し、また、災害時には対策組織が自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

ア) 地方防災会議等への参画

地方防災会議等には、委員及び幹事を推薦し参加させる。

また、地方防災計画の作成や被害想定を検討等に関し、必要な資料または情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合には、これに協力する。

イ) 災害対策本部等との協調

この計画が、円滑かつ適切に行われるよう、要請に応じて、対策組織要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。

①災害に関する情報の提供及び収集

②災害応急対策及び災害復旧対策

(2) 防災関係機関との協調

地方气象台、消防署、自衛隊、警察等の防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供・収集等、相互連携体制を整備しておく。

(3) 他電力会社等との協調

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社、電力広域的運営推進機関、協力会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

(4) 迅速な復旧活動に係る相互連携強化策

非常事態において、広域的な連携体制を早期に確立し、自治体や関係機関等と連携して迅速な復旧活動を実施するため、相互連携強化策として次の事項を実施する。

ア) 災害時のオープンスペース利用等に関する自治体との協定締結

イ) 復旧に係る協働体制等に関する自衛隊との協定締結

ウ) 復旧作業の支障となる樹木、土砂等の障害物の除去等の作業の連携等に関する県との協定締結

エ) 災害時優先道路の緊急通行に係る警察等との連携

- オ) 工業用水等の早急な確保等に係る自治体等との協議の実施
- カ) 災害時の設備調査等の協力に関する電気工事組合等との協定締結
- キ) 燃料利用等に関する関係企業との協定締結
- ク) 他のライフライン事業者や報道機関等と災害時のリアルタイムな情報共有化を目的とした「Lアラート」の活用

(5) 地域貢献

地域住民等の安全確保に寄与する取組みとして、関西電力及び関西電力送配電の施設への津波避難ビルの指定、帰宅困難者受入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等について、自治体等から要請があった場合は検討・協力する。

4 災害予防に関する事項

(1) 防災教育

関西電力及び関西電力送配電は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

(2) 防災訓練

関西電力及び関西電力送配電は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。

また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(3) マニュアル類の整備

関西電力及び関西電力送配電は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理するとともに、復旧の迅速化に資する社内ルールやマニュアル等を整備し、従業員へ周知する。

(4) 電力設備の災害予防措置に関する事項

ア) 水害対策

① 水力発電設備

過去に発生した災害及び被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさあげ、ダム通信確保のための設備の設置、建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクト閉鎖等）等を実施する。

特に、洪水に対する被害防止に重点をおき、次の箇所について、点検・整備を実施する。

- ・ダム、取水口の諸設備及び調整池、貯水池の上、下流護岸
- ・導水路と溪流との交差点及びその周辺地形との関係
- ・護岸、水制工、山留壁
- ・土捨場
- ・水位計

② 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。

やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

③ 変電設備

浸水または冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。

また、屋外機器は、基本にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化、または防水壁等を組み合わせて対処する。

イ) 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

ウ) 塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

① 火力発電設備

活線がいし洗浄装置を設置する。

② 送電設備

耐塩懸垂がいしの採用、がいし増結で対処するとともに、必要に応じ、がいし洗浄を実施する。

③ 変電設備

耐塩用がいし、耐塩用ブッシング、活線がいし洗浄装置等を使用して対処するとともに、特に必要な箇所には、がいしにシリコン塗布を行う。

④ 配電設備

耐塩用がいし、耐塩用変圧器及び耐塩用開閉器等を使用して対処する。

エ) 高潮対策

火力発電所における高潮対策は、過去の被害調査等から最大水位を想定し、必要に応じて諸電動機のかさあげを行い、設備の安全性を確保する。

また、必要箇所には防潮扉、防潮壁等を設置して対処する。

オ) 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

① 水力発電設備

雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。

② 送電設備

鉄塔には、オフセット及び耐雪構造を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線及び架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

③ 変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

④ 配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対

処する。

カ) 雷害対策

① 送電設備

架空地線、避雷装置及びアークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

② 変電設備

耐雷しゃへい及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

③ 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

キ) 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

ク) 火災、爆発、油流出等の対策

消防法、石油コンビナート等災害防止法、高圧ガス保安法等に基づき、設備ごとに所要の対策を講ずる。

特に、石油コンビナート等特別防災区域における火力発電所においては、その規模に応じ、次の対策を講ずる。

① 防災管理者、副防災管理者の選任及び防災規程作成による管理体制の確立

② 自衛防災組織、共同防災組織による化学消防車、油回収船、オイルフェンス展張船等、防災資機材等の設置及びこれに必要な防災要員の配置

③ 連絡通報体制その他防災体制の確立

ケ) 土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から協力会社へのPRを徹底する。

5 防災業務施設及び設備等の整備

(1) 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設及び設備を強化、整備する。

ア) 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設及び設備

イ) 潮位、波高等の観測施設及び設備

ウ) 地震動観測設備

(2) 通信連絡施設及び設備の整備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするた

め、必要に応じて、次の諸施設及び設備（通信事業者からの提供回線も含む）の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。

ア) 無線伝送設備

- ・ マイクロ波無線等の固定無線回線
- ・ 移動無線設備
- ・ 衛星通信設備

イ) 有線伝送設備

- ・ 通信ケーブル
- ・ 電力線搬送設備
- ・ 通信線搬送設備、光搬送回線

ウ) 交換設備（防災関係機関との直通電話を含む。）

エ) IPネットワーク回線

オ) 通信用電源設備

(3) 情報収集伝達体制の強化

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設及び設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

(4) 非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源回路の明示等を行なう。

(5) コンピュータシステム

コンピュータシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピュータシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震対策、火災対策及び浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

(6) 水防・消防に関する施設及び設備

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防及び消防に関する施設及び設備の整備を図る。

ア) 水防関係

- ① ダム管理用観測設備
- ② ダム操作用の予備発電設備
- ③ 防水壁、防水扉等の浸水対策施設
- ④ 排水用のポンプ設備
- ⑤ 各種舟艇及び車両等のエンジン設備
- ⑥ 警報用設備

イ) 消防関係

- ① 燃料タンク消火設備、燃料タンク冷却用散水設備
- ② 化学消防車、高所放水車、泡原液搬送車

- ③ 消火栓、消火用屋外給水設備、燃料タンク水幕設備
 - ④ 各種消火器具及び消火剤
 - ⑤ 火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備
- (7) 石油等の流出による災害を防止する施設及び設備
被害の軽減を図るため、法に基づき、次の施設及び設備の整備を図る。
- ア) 防油堤、流出油等防止堤、オイルフェンス展張船、ガス検知器、漏油検知器
 - イ) 油回収船
 - ウ) オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材
- (8) その他災害復旧用施設及び設備
重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電設備等を確保し、整備・点検を行う。

6 復旧用資機材等の確保及び整備

- (1) 復旧用資機材の確保
平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。
- (2) 復旧用資機材の輸送
平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。
- (3) 復旧用資機材の整備点検
平常時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行う。
- (4) 復旧用資機材の広域運営
平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、電力広域的運営推進機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。
- (5) 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄
平常時から食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。
- (6) 復旧用資機材の仮置場の確保
災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

7 電気事故の防止

- (1) 電気工作物の巡視、点検、調査等
電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。
- (2) 広報活動
ア) 電気事故防止PR
災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

- ① 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ② 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。
- ③ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- ④ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること及び必ず電気店等で点検してから使用すること。
- ⑤ 大規模地震時の電気火災の発生抑制のため、感震ブレーカーを取り付けること及び電気工事店等で点検してから使用すること。
- ⑥ 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- ⑦ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- ⑧ 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。
- ⑨ その他事故防止のため留意すべき事項。

イ) PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ及びSNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

ウ) 停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設及び人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

第3節 大規模停電災害予防計画（県総務部危機管理局）

1 計画の方針

この計画は、大規模停電発生時に備え、重要施設における迅速かつ円滑な電源確保を行うための体制整備を図ることを目的とする。

2 重要施設に対する燃料供給体制の整備

県は、大規模停電が発生した際に予想される燃料需要の増加に対して、重要施設への燃料供給を迅速かつ円滑に行うため、「大規模災害発生時等における燃料供給に関する対応マニュアル」において、必要な手順等を定める。

3 重要施設の非常用電源設置状況等の情報収集

県は、大規模停電発生時における電源車の配備について、国、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、重要施設の非常用電源の設置状況等についての情報を収集するものとする。

第4節 都市ガス施設災害予防計画（大阪ガスネットワーク株式会社、新宮ガス株式会社）

<大阪ガスネットワーク株式会社>

1 現 況

※ 都市ガスによる二次災害防止策は、資料編25-01-00を参照

2 計画方針

ガス施設において、台風・高潮・洪水等の風水害及び地震・火災等による災害を防止することはもちろんのこと、発生時の被害を最小限とするために、また、災害発生地域でのガスによる二次災害防止と非被災地域におけるガス供給確保を目的として、ガスの製造・供給に係る設備面、体制面及び運用面についての総合的な災害予防対策を推進するものとする。

3 事業計画

(1) 防災体制

保安規程に基づく、「災害対策規程」及び「ガス漏洩及び導管事故処理要領」などにより、大阪ガス及び関係工事会社の警備体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

(2) 情報の収集伝達及び報告

ア 地震情報・気象予報等の収集、伝達

地震情報、気象情報等を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

① 地震に関する情報

供給区域内の主要地点に地震計を設置し、地震に関する情報を収集する。

② 気象情報

気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集する。

イ 通信連絡

① 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため無線通信網（衛星通信網）の充実に図る。更に衛星通信についても導入を図る。

② 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

③ 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

ウ 被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

(3) 施設対策

ア 導管関係施設

① 導管及び付属設備の設置及び維持管理

導管及び付属設備（ガバナー、バルブ、水取器）については、「保安規程」などの規定に定めた方法で設置し、定期的に点検、検査、見回り等の維持管理を実施する。

② 耐震性の強化

導管については、耐震性に優れたポリエチレン管や、溶接鋼管等の採用を推進する。

イ 地下室等の設備

ガス事業法の規定に基づき、地下室等においては緊急ガス遮断装置の設置、ガス漏れ警報器の設置、接続管の強化、ガス設備定期保安巡回の強化を行うとともに、安全使用に必要な知識の周知徹底を図る。

ウ 資機材の整備及び確保

災害が発生した場合、早急に復旧若しくは応急措置ができるよう、緊急用資材を保有し、その点検、準備を行う。

また、必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車輛、機械、漏洩調査機器、道路工事保安用具、携帯無線機等）を確保し、定期的に在庫確認を行う。

(4) 危険防止対策

ア 風水害対策

水害・冠水の発生が予想される場合、又は発生した場合は、その地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せなどを行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。

なお、関係機関との情報連絡を行うとともに、過去の災害事例を参考にした被害予想施設を重点的に監視する。

イ 地震災害対策

① 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

② 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。

③ ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメータにより一定震度以上でガスの自動遮断を行う。

ウ その他の災害対策

災害による事故発生が予想される場合、又は発生した場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

特に、特定地下街又は特定地下室等に対して、次のような応急措置を行う。

① 緊急の場合には、地下街等に設けた緊急遮断弁又は地上操作遮断弁等によりガスの供給を停止する。

② 事前の「申合せ」により必要な場合は、消防機関においてガスの供給を停止することができる。

(5) 教育訓練

ア 教 育

各事業所及び関係工事会社の従業員に対し、ガス漏洩及び導管事故等の緊急措置を重点に教育を実施し、安全意識の向上を図る。

イ 訓 練

① 緊急事故処理訓練

事故処理の迅速・確実を期するため平日昼間、休日及び夜間の場合を想定し各事業所単位、又は隣接所属と共同で、供給操作・応急修繕・広報等を含む個別又は総合訓練を実施する。

② 非常召集訓練

大阪ガスネットワーク従業員及び関係工事会社従業員を対象に非常召集名簿を作成し、実出動も含めて召集訓練を実施する。

また、迅速な出社をするために、自動呼出装置を導入する。

③ 震災訓練

動員体制、出動体制、応援体制、設備の応急修理及び通信連絡体制について、各種事故処理訓練（関係機関との合同訓練を含む）及び全社一斉に地震訓練を実施する。

(6) 広報活動計画

ガスによる二次災害を防止するため、平素から使用者に対し、防災知識の普及を図る。

ア 住民に対するガス安全使用のための周知

住民等に対し、あらゆる機会をとらえてガスの正しい使い方及びガスもれ、地震、災害等の際の注意事項（火気厳禁、ガス遮断、避難等）を周知する。

イ 土木建設関係者に対する周知

土木建設関係者に対しては建設工事の際のガス施設による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、ガス事故防止にあたっての注意事項を周知する。

(7) 迅速な復旧活動に係る相互連携強化策

非常事態において、広域的な連携体制を早期に確立し、自治体と連携して迅速な復旧活動を実施するため、相互連携強化策として次の事項を実施する。

- ・大規模災害発生時における後方支援活動拠点の使用に関する自治体との協定締結

<新宮ガス株式会社>

1 現 況

※ 都市ガス配管状況（新宮ガス）は、資料編25-02-00を参照

2 計画方針

ガス施設において、台風、洪水等の風水害及び地震・津波・火災等による災害を防止することはもちろんのこと、発生時の被害を最小限にするために、ガスによる二次災害防止を目的として、ガスの製造・供給に係る設備面、体制面及び運用面について総合的な災害予防対策を推進するものとする。

3 事業計画

(1) 防災体制

保安規程に基づく、「ガス漏洩及び導管事故処理要領」及び「地震防災対策措置要領」等により、非常体制の具体的措置を定める。

(2) 情報の収集及び報告

ア 地震情報・気象予報等の収集

① 地震情報

製造所に地震計を設置し、地震計を確認するとともにテレビ、インターネット等により地震情報を収集する。

② 気象情報

テレビ、インターネット等により河川・地域情報、気象情報を収集する。

イ 通信連絡

① 災害発生時に、通信手段を確認するため通信網の充実を図る。

② 諸状況を把握するため、無線連絡を使用する。

③ 対策本部を設置し、停電時対策として非常電源装置を設置する。

ウ 被害状況の収集、報告

当初施設及び顧客施設の被害状況を収集し、防災関係先への緊急連絡を行う。

(3) 施設対策

ア 製造所設備

① 維持管理

製造所は、耐震性を十分に考慮して設置するとともに、防消火設備、保安電力設備等を整備する。

なお、台風・洪水等の風水害及び地震・津波・火災等の災害に対する予防対策として、それぞれ保安規程により作成した点検検査基準に基づき維持管理を行うとともに、特に耐震上重要な部分については、状況を把握し、所要の機能を維持する。

② 防火管理

管理者を選任して次の予防点検を実施する。

a 調査報告

毎年1回、製造所の防火対象物並びに消火設備につき調査する。

b 管理者の予防点検

管理者は、建物・構造物、火気使用場所、危険物関係施設、電気・機械設備、消火設備、警報設備、作業以外の火気等の事項について、一定周期をもって予防点検を実施する。

イ 導管関係施設

① 導管及び付属設備の設置及び維持管理

導管及び付属設備（ガバナ、バルブ、水取器）については、「保安規程」などの規定に定めた方法で設置し、定期的に点検、検査、見回り等の維持管理を実施する。

② 耐震性の強化

導管については、耐震性に優れたポリエチレン管等の採用を推進する。

ウ 資機材の整備及び確保

災害が発生した場合、早急に復旧若しくは応急措置ができようよう、緊急用資材を保有し、その点検、準備を行う。

また、必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車輛、機械、漏洩調査機器、道路工事保安用具、無線等）を確保し、定期的に在庫確認を行う。

(4) 危険防止対策

ア 風水害対策

水害・冠水の発生が予想される場合、又は発生した場合は、その地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別巡回見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急器材の点検整備を行う。

イ 地震災害対策

① 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

② 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報、気象庁情報及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。

③ ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターにより一定震度以上でガスの自動遮断を行う。

ウ その他の災害対策

災害による事故発生が予想される場合、または発生した場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

(5) 教育訓練

ア 教育

従業員に対し、ガス漏洩及び導管事故等の緊急措置を重点に教育を実施し、安全意識の向上を図る。

イ 訓練

① 緊急事故処理訓練

事故処理の迅速・確実を期すため平日昼間、休日及び夜間の場合を想定し、供給操作・応急修繕・広報等を含む個別又は総合訓練を実施する。

② 非常召集訓練

従業員を対象に非常召集名簿を作成し、実出勤も含めて召集訓練を実施する。

③ 震災訓練

動員体制、出勤体制、応急体制、設備の応急修理及び通信連絡体制について、各種事故処理訓練及び地震訓練を実施する。

(6) 広報活動計画

ガスによる二次災害を防止するため、平素から使用者に対し、防火知識の普及を図る。

ア 住民に対するガス安全使用のための周知

住民に対し、あらゆる機会をとらえてガスの正しい使い方及びガスもれ、地震、災害等の際の注意事項（火気厳禁、ガス遮断、避難等）を周知する。

イ 土木建設関係者に対する周知

土木建設関係者に対しては建設工事の際のガス施設による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、ガス事故防止にあたっての注意事項を周知する。

第5節 鉄道施設災害予防計画

〔西日本旅客鉄道(株) 近畿統括本部和歌山支社、南海電気鉄道(株)、紀州鉄道(株)〕

<西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部和歌山支社>

1 現 況

種 類	紀勢本線	和歌山線	阪和線	計
営業キロ(km)	204.0	52.1	26.4	282.5
橋りょう(箇所)	702	99	76	877
トンネル(箇所)	129	0	6	135
踏切(箇所)	214	131	45	390

2 計画方針

鉄道施設における災害を防止するため、線路設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して災害時において常に健全な状態を保持できるよう災害予防計画を定めるものとする。

※ 西日本旅客鉄道(株) 近畿統括本部和歌山支社管内略図は、資料編26-00-00を参照

3 事業計画

災害を防止するため、おおむね次の各号に掲げる事項について計画実施する。

- (1) 橋りょうの維持補修並びに改良
- (2) 河川改修に伴う橋りょう改良
- (3) トンネルの維持補修並びに改良
- (4) のり面、土留の維持補修並びに改良
- (5) 落石防止設備の強化
- (6) 空高不足による橋けた衝撃事故防止
- (7) 線路周辺的环境条件の変化における線路警戒体制の確立
- (8) 台風並びに豪雨時等における線路警戒体制の確立
- (9) 鉄道事故及び災害応急処理要領に基づき、旅客対応支援体制の推進
- (10) その他防災上必要な設備改良

<南海電気鉄道(株)、紀州鉄道(株)>

1 現 況

各社の鉄道施設は、次のとおりである。

種別	南海電気鉄道(株)			紀州鉄道(株)
	南海線	高野線	鋼索線	
営業距離(km)	19.1	27.5	0.8	2.7
橋梁(箇所)	54	75	1	11
溝橋(〃)				1
トンネル(〃)	6	27		
踏切(〃)	60	42		19

(但し、南海電鉄(株)南海線、高野線は、本県内の分のみである。)

2 計画方針

鉄道施設の災害防止については、線路諸設備の実態を把握し併せて周囲の諸条件を調査して、災害時においても、常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うものとする。

3 事業計画

鉄道施設の災害予防のため、次の各号に掲げる事項について計画実施するものとする。

(1) 南海電気鉄道株式会社

- ア 橋りょうの維持、補修及び改良強化
- イ トンネルの維持、改修及び改良強化
- ウ のり面、土留の維持及び改良強化
- エ 落石防止設備の維持、補修
- オ その他、建物設備の維持、修繕
- カ 気象観測装置（雨量警報、風速警報、地震警報）の設置
- キ 沿線情報装置（河川水位警報、冠水警報、落石警報、架道橋衝撃警報、自動車転落警報）の設置
- ク 台風並びに豪雨時等における線路警戒体制の確立
- ケ その他防災上必要なもの

(2) 紀州鉄道株式会社

- ア 橋りょう等の維持補修並びに改良強化
- イ のり面、土留の維持補修並びに改良強化
- ウ 建物等の維持補修並びに改良強化
- エ 台風、集中豪雨時における線路警戒体制の強化
- オ その他防災上必要な設備改良

第22章 航空災害予防計画（大阪航空局、県土整備部）

1 現 況

航空機事故による災害防止のため、関係機関との連絡網を整備するとともに、着陸帯は高盛土のため、排水路等の構造物の機能管理を行っている。

※ 空港消防力の現況は、資料編27-01-00を参照

2 計画方針

近年航空機の利用は急激に増加しており、空港における安全度を高めるため、保安施設の整備強化及び消防力の充実を図るとともに、空港周辺の状況に応じた安全対策を進める。

3 事業計画（空港整備事業）

滑走路・誘導路等の空港施設及び航空保安施設の維持管理を実施している。

第23章 農林水産関係災害予防計画（県農林水産部）

1 計画方針

各種気象災害による農産物、水産物、農林水産業施設等の被害の減少を図るため、関係機関を通じて、防災営農技術、気象情報等の末端への迅速な伝達、浸透に努めるものとする。

2 事業計画

(1) 風水害予防対策

ア 農産物対策

① 水 稲

早生、中生、晩生品種の組み合わせにより、危険分散を図るとともに、過度な施肥をさけ健全な育成に努める。

また、畦畔を補強し、水路をあらかじめ清掃補強しておく。風台風の時は、深水によって穂の乾燥被害を防止する。

冠浸水の場合は、病虫害が発生しやすいので、予め、防除の準備をしておく。早期栽培で刈取期にあるものは、早目に刈取る。（出穂後30日経過すれば、あまり減収にならない。）

② 大 豆

水害は、日照不足と相まって作物体を軟弱化させ病虫害抵抗性を弱めるため、明きょ、暗きょ等排水対策に努める。特に、開花、成熟期では落花、落葉及び結実不良の直接的な原因となるため、排水対策以外に被害回避のため、は種期を調整する。

風害については、窒素肥料の多用をさけ、適正な肥培管理を行う。

③ 果 樹

a 山の鞍部や風道には防風林や防風垣を完備し、強風時の垣の密閉度は50～70%で効果が高いので、剪定等により調整する。

b 海岸地帯では、潮風害に強い樹種により厚い防風林帯を設ける。

c 主枝、垂主枝及び幼木等は、支柱立て、枝つり、誘引結束を行い倒伏等を防ぐ。

d もも・ぶどう、かき等で収穫期に入ったものは、高品質を損なわない範囲で、事前にできるだけ収穫する。

e 敷草、集排水路の整備により耕土の流出を防ぐ。

④ 野 菜

a 防風垣、防風ネットの設置等恒久的な防風対策と幹支線排水路の整備を図る。

b 育苗中のものにあつては、補植用苗（種子）の準備はもとより、寒冷紗、ビニール等により防風被覆を実施するが、風力の程度に応じ、資材の固定を強化する。

c 直播の作目は、播種期の検討や間引時期の繰下げ、株元への土寄せ等、被害の軽減に努める。

d 収穫中のものは、商品性を損なわない範囲で収穫を早めるほか、倒伏防止のため支柱、整枝ネット等の補強を行う。

e 降雨水を速やかに園外に排除するため、畝間整地による排水対策を行う。

⑤ 花き、花木

- a 防風ネットの設置等恒久的な防風対策と幹支線排水路及び園内排水対策の実施
- b 強風による倒伏を防止するため、支柱、整枝用ネットの固定箇所を補強する。
- c 育苗中の幼苗にあつては、間引時期を繰下げたり土寄せ等の被害軽減策のほか、予め、補植用苗（種子）の確保をする。
- d 強風雨が予測される場合は、商品性を損なわない範囲で早期収穫を行う。

⑥ 施設栽培（野菜、花き、果樹）

- a パイプハウス、ガラス等栽培施設の設計は、設置環境に応じ、最大風圧強度で設計することを基本としているが、設置年数等状況に応じて次の対策を講じる。

(ア) 防風垣（樹）、防風ネット等自然的防風機能の強化

(イ) 施設の倒潰防止のため、直パイプ等で4～5m間隔に45度程度の角度で「すじかい」を入れる。

(ウ) 施設部材の地中打ち込み部の補強及びパイプ継目の補強とともに押えバンドの固定強化

- b 施設内浸水を防ぐため、施設周辺排水溝の整備と降水侵入防止堤の点検をする。

⑦ 茶

- a 新植、幼木園では風害を受けやすいので、株元に土寄せをするとともに、特に風当たりの強い園では、支柱に結束し茶樹の動揺を防ぐ。
- b 傾斜地園では、降雨による土壌浸食が起りやすいので、敷草（わら）を行うとともに、園内排水溝の整備を図る。

イ 畜産対策

① 一般対策

- a 畜舎の補強等

畜舎及び鶏舎等の破損場所、危険箇所の点検を行い、ボルト、釘の緩み等補強を要する箇所の補修、排水路の整備をする。家畜の避難方法については事前に検討するとともに、待機場所、応急仮設畜舎資材等につき、点検すること。

- b 飼料の備蓄

粗飼料及び濃厚飼料は、不足しないよう購入し、備蓄及び保管に万全を期すること。

- c 停電の対処

給水、給餌換気等家畜管理において、停電の場合とるべき処置についての対策を講じておく。

- d 飼料作物

草丈の伸びているものについては、早い目に刈り取り倒伏害を防止すること。

- e 生産物の保管、出荷

牛乳、鶏卵の保管、出荷については、事前に災害時とるべき処置を検討しておく。

- f たい肥舎・廃水処理施設等

内容物等の流失による環境汚染を引き起こさないよう、施設整備等の措置について対策を講じておくこと。

② 家畜衛生対策

- a 緊急救護並びに防疫

各家畜保健衛生所を中心として、緊急救護並びに防疫について実施体制を整備するとと

もに緊急時に備え、緊急医薬品等を整備しておく。

b 衛生管理

災害時には、家畜伝染病、その他の疾病が発生しやすいので、家畜の健康観察を十分行い、その後の飼養管理、衛生管理の徹底を期する。

ウ 農業用施設対策（水害）

- ① 農業用施設等の災害発生を未然に防止するために、常に降雨等の気象予報に注意し、これ等の巡回、点検に努める。
- ② ため池（土堰堤）については、余水吐の整備、堤体の補強を十分に行うとともに、洪水時に浮遊して貯水池内に流入し、堤体の破壊、余水吐の閉塞の原因となるおそれのある物を除去する。特に貯水量の増加を図るために余水吐に土のう等を積むことは絶対に避ける。
- ③ 頭首工の洪水吐、土砂吐、水路の余水吐、樋門で角落し方式によるものは、洪水時には操作不能となるおそれがあるため、洪水流下を阻害しないよう処置する。
- ④ 降雨等によって河川、排水路等の護岸、堤防に損傷をうける箇所が多くなる場合、地盤のゆるみ、土砂埋没による通水断面の縮小等について、十分点検管理を行う。
- ⑤ 各種樋門、排水機場等については、緊急操作に支障を来たすことのないよう、原動機等の点検、スピンドル等の防錆注油及び操作位置までの連絡道の整備など十分の処置をする。
- ⑥ その他、それぞれの現地に適応した災害未然防止のあらゆる対策を講じて災害の軽減に万全を期する。

エ 林業対策

① 苗畑

- a 被害の受けるおそれがあると見込まれる苗畑での養苗は差し控える。
- b 日覆の補強、又はこれを一時排除する。ヒノキは特に被害を受けやすく、網を覆い風害を防止する。
- c 徒長苗にならないよう窒素質肥料の施用に注意するとともに、根切りを行い健全な苗を育成する。
- d 苗畑の排水は良好にするとともに、水の流水を防止する措置をする。
- e 被害後は速やかに倒伏苗木の手入れを行うとともに、病害虫の発生を防止するため、ボルドー液やバイジットなどを晴天に散布する。また、稚苗については、直ちにヨーゲン、メネデル等葉面散布し、樹勢の回復を図る。更にまた、罹病苗木は速やかに抜き取り焼却する。

② 造林地

- a 適正な除間伐を実施し、林縁木の保護につとめ、健全な森林を育成する。
- b 被害木は早期に処理し、病害虫の発生を防止するとともに、根切れ、根ゆるみなどを起こした幼令林木は、木起しや根踏みをして樹勢の回復を図る。

③ 特用林産

a しいたけ

フレーム、櫓起こしの支柱を補強するとともに櫓場の排水、通風を良くして、雑菌のまん延を防止する。

b 木炭

炭窯小屋の補強をするとともに炭窯の周囲の排水を良くする。

④ 治 山

治山施設等にかかる災害の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、常に降雨等の気象予報等に注意し、これ等施設を巡回し、次の要項を点検し、補強、補修等必要な措置を講ずること。

- a 治山ダム、護岸等については、基礎部の洗掘状況、水衝部及び袖取付部の浸食状況、堤体の亀裂状況等
- b 山腹施設等については、土留、水路、編柵等の破損状況等
- c 海岸防潮護岸等については、基礎部の洗掘状況、堤体の亀裂状況等
- d 築設中の構造物は埋戻し、間詰等補強措置を講じ、倒壊、亀裂等を防止する。また、床掘周辺部の法面整形を行い崩壊を防止する。
- e 機器、資材等は流失、埋没、破損、変質等のおそれのない場所に保管する。

⑤ 林 道

- a 路面の横断勾配を保ち、排水を良くすること。また、側溝、溜樹、暗きよ等の清掃補強に努める。
- b 林道沿い河川敷等の伐倒木、切株及び橋脚、橋台等に付着する障害物の除去をしておく。
- c 法頭並びに法尻の保護、補強をしておく。
- d 法頭付近の立木を除去し、倒木等による崩壊防止をする。
- e 工事中の措置は、治山事業に準ずる。
- f 洪水時に被災のおそれがある川沿いの土場、貯木場の木材は搬出するか、又は安全な場所へ移しておく。

(2) 干害予防対策

ア 農作物対策

① 水 稲

水源の確保や、河川、用排水路、溜池の整備など、水利の恒久的な改善に努める。

出穂後、糊熟期までは少なくとも、湿潤状態に保つ必要があるので、用水の不足地帯では計画的な節水かんがいを行う。

また、水源を他に求められるところでは、揚水ポンプ等でかん水するため、ポンプ等の用意を考慮する。

② 大 豆

堆きゅう肥等の施用により土壌の保水性の改善に努め、また、深耕、中耕、客土を行うことにより土壌の物理性改善に努める。なお、開花期以降の乾燥については、適宜畦間かん水を行う。

③ 果 樹

- a 深耕、客土により有効土層を深くし、また腐植の増加を図る等土壌の保水力を高める。
- b 敷草等による土壌の被覆及び草刈りにより、土壌水分の蒸発散量を少なくする。
- c 乾燥期の前には、かんがい用水の確保と施設資材の整備点検を行い、計画的なかん水に努める。

④ 野菜、花き等

- a 干害のおそれのある地域では、水源を確保し、共同畑地かんがい施設の整備を図る。

- b 干ばつ時の灌水、農薬散布用等、多目的な水源を確保するとともに、灌水用ポンプ、ホース等灌水手段を予め整備しておく。
- c 可能なかぎり土壌に保水性を高めるため、有機物（腐植を高める）を投入し、土壌の団粒化を促進する。
- d 野菜、切花では、地表面蒸散を抑制するため、品目作型に応じたマルチを行う。花木、茶では敷わら（草）を行う。
- e 育苗ほでは寒冷紗等により、生育を阻害しない範囲で遮光し、蒸散を抑制する。
- f 地表面蒸散を抑制するため、土壌表面を軽く中耕し、地中毛細管を切断する。
- g 花木等草生園では、干ばつ時期に草との水分競合を避けるため、草刈、除草剤散布を行う。

イ 畜産対策

① 一般対策

a 飼養管理

- (7) 畜舎は庇蔭に努め、通風・換気をよくし、家畜の生産効率の低下防止に努める。
- (イ) 単位面積当たり適正な飼養規模を守り、密飼いを避けるなど、家畜のストレスの除去等、良好な環境保全に努める。
- (ウ) 飼料の給与については、給与量・給与期間に留意し家畜の健康増進に努める。

b 飼料作物

- (7) 干害が予想されるときは、耕地の保水性・土質等を十分勘案し、土壌条件の良いところから収穫給与する。
- (イ) 灌水処置の可能な地区については、用水路の整備を行う。

c 畜産物の保管

- 牛乳については急速冷却を行い腐敗防止等保管に十分注意する。

② 家畜衛生管理

a 疾病予防

- 熱射病等の予防のため、通風、換気に注意するとともに、飲水が不足しないよう心掛ける。

b 疾病の早期治療

- 早期治療が重要であるので家畜の健康観察を十分行い、異常の早期発見に努める。

ウ 林業対策

① 苗 畑

- a 被害を受けるおそれがある所では、床を平床にする。
- b 除草は早目に行い、かつ中耕して土壌表面からの水分蒸発を防ぐ。ただし、干天の続いたときの除草は差し控える。
- c 日覆い、敷わらなどを行うほか、灌水を実施する。

② 造 林

- a 徒長していない優良苗を使用する。
- b 特に乾燥が予想されるところについては、やや深植えをする。
- c 苗木の根元を落葉、落枝などで覆う。
- d 乾燥するところでは、蒸散抑制剤を葉面散布する。

③ 造林地

- a 1回に強度の間伐、枝打ちをしない。
- b 林縁木の枝打ちをしない。
- c 林内地被物を採取しない。

(3) 寒冷害（雪害）予防対策

ア 農産物対策

① 水稲（山間部）

生育が遅れ、莖数はやや少なく軟弱、徒長になると発生しやすい穂いもち病の誘発を防ぐため、追肥は極力さける。

谷水などで、冷水を灌がい水として利用しているところでは、迂回水路、遊水池、ビニールチューブ等を活用して水温の上昇に努める。

また、成熟期にバラツキが生ずることが考えられるので、収穫に際しては、品質低下の防止に留意し、特に適期収穫、適切な乾燥調整を行う。

② 大豆

栽植株数を多くするとともに、有機物の施用、合理的施肥等による地力の維持に努め作物の生育を良好にすることにより被害の軽減を図る。

③ 果樹

（寒冷害対策）

- a かんきつ類は、冬季の西～北からの乾燥風を軽減するため、防風林（垣）を設ける。
また、わら、こも、化学せんい等の資材で樹冠を被覆する。
- b 冷気溜のできる地形のかんきつ類では、防霜ファン等を設置する。また、冷気の停滞を軽減するため防風垣の密閉度を小さくする等遮へい物は取り除く。
- c 湿害、移植樹のほか、結果過多、燐酸欠乏等栄養障害のある樹は耐寒力が弱いので、秋期の栄養管理には特に留意し、排水対策、施肥、摘果等による樹勢の維持に努める。
- d 晩柑類での年越果実や収穫後の果樹において凍害を受けることがあるので、気象情報に留意し、袋掛け、樹冠被覆等の保温管理、事前収穫等を行う。
- e かんきつ類の果皮に発生する秋冬季の低温障害を防止するため、果実発育期の栄養管理を適正にする。

（霜害対策）

- a かき、うめ、ぶどう等の植栽は、低地や日照不良地を避けるとともに、品質による耐凍性に十分配慮する。
- b 樹の栄養状態及び剪定法についても、適正に管理する。
- c 園内の気流の還流を促すための遮へい物の取除き、防霜ファンの設置及び樹冠被覆による保温施設を整備する。

④ 野菜、花き等

- a 寒風害、冷気停滞等、ほ場環境を十分検討し、品目、作型を選択する。
- b 寒風害には、防風垣（樹）、防風ネット等の設置、また、冷気停滞のしやすい場所では、冷気の流下を促すため、密生した防風樹（垣）の「スカシ剪定」を実施する。
- c 土壌水分が不足すると寒害を助長するので、有機物施用により土壌の保水性増大を基本としながら、状況に応じ灌水を実施して、秋冬季の根群発育を促す。

- d 地温の上昇による生育促進を図るため、品目、作型に応じたビニールマルチ等を実施する。
- e 花木では、排水不良園で寒害を受けやすいので注意し、樹種によっては、結束、被覆等の防寒対策を行う。

⑤ 施設栽培（野菜、花き、果樹）

- a 施設の設置は、施設環境、作付品目、作型に応じた設計を基本とするが、ある程度、経済性を考慮して設置した施設では、異常低温時に適当な保温措置を講じる必要がある。
- b トンネル栽培は、こも掛け、二重被覆、また、ハウス施設では、二重カーテン、補助暖房等必要な資材を準備する。
- c ハウスの被覆資材が古くなったり、汚れて光線通過が悪くなった場合は、洗浄又は新しい資材と張り替えて、熱効率の向上を図る。

⑥ 茶

- a 冬季の樹体被害と発芽時の冷霜害とあるが、寒風害冷気停滞等、その要因に則した防風垣（樹）、換気扇の設置等の対策を講じる。
- b 排水不良、乾燥状態で寒害を助長するので、土壌改良、敷わら（草）を実施して根群発育を促す。
- c チッ素質肥料の多用は、耐寒性を低下させるので、施肥設計は留意する。

イ 畜産対策

① 一般対策

a 畜舎等の補修

畜舎及び鶏舎等の破損箇所、危険箇所を点検し早急に補強し防寒に努める。

b 飼養管理

畜舎及び鶏舎の保温、換気、凍結防止及び敷料の確保に努め、飼養管理上支障をきたさないよう事前に十分措置する。特に、飲水の凍結に注意する。

② 家畜衛生対策

a 疾病予防

下痢等の疾病予防のため、敷料を十分与え暖かくするとともに、保温設備の整備、点検をする。

b 疾病の早期治療

早期治療が重要であるので家畜の健康観察を十分行い、異常の早期発見に努める。

c 飼料の給与

凍結した飼料（飼料作物）は下痢を起こしやすいから注意する。

ウ 林業対策

① 苗畑

a 床面にわら、もみがら等を敷いて保温する。

b 霜柱の立ちやすい畑は、排水を良くし床面に秋期の砂を2～3cm敷くか、わらで被覆する。

c 風当たりの強いところに仮植しない。

d 9月中旬から下旬に根切りを行う。

② 植林

- a 徒長していない優良苗を使用する。
- b なだれ発生のおそれがある林地は前生樹を等高線に帯状に残し、地上1.0～1.5mの頭載木とする等なだれ防止に注意する。

③ 造林地

- a 寒害を防ぐため9月以降の下刈をさける。
- b 枝打ちは、強度に行わず、樹高の1/2程度におさえ降雪までに行う。
- c 林縁木の枝打ちはしない。
- d 適正な間伐を実施し、健全な森林を育成する。

第24章 気象業務整備計画（和歌山地方气象台、県県土整備部）

1 現 況

(1) 気象観測値等の把握状況

効果的な防災活動に資するためには気象等の実況値を即時的に入手し、適時適切な気象情報を提供することが重要である。

実況値の即時的把握のため、和歌山地方气象台では和歌山県内に降水量はほぼ17kmメッシュで、風向、風速、気温、日照はほぼ21kmメッシュで展開した地域気象観測所のオンラインシステムによって入手している。

また、和歌山県が防災上必要な地域に展開した雨量観測所のデータは必要に応じ、電話回線を通じて和歌山県水防本部へ通報されている。

- ※ 和歌山地方气象台所管の気象観測所・同配置図は、資料編28-01-01、28-01-02を参照
- ※ 県水防本部が雨量報告を受ける観測所は、資料編28-02-00を参照
- ※ 潮位観測所は、資料編28-03-00を参照
- ※ 地震観測施設は、資料編28-04-01、28-04-02、28-04-03を参照
- ※ 巨大津波観測所は、資料編28-05-00を参照
- ※ 和歌山地方气象台所管の地震計・震度計・潮位観測所等配置図は、資料編28-06-00を参照
- ※ 県水防本部が報告を受ける水位観測所は、資料編28-07-00を参照

(2) 気象観測値の精度維持

正確な観測値を得るためには次の点検が必要である。

ア 保守点検

定常及び臨時点検を行い測器の精度維持を図る。

イ 測器の検定

気象測器には検定期間があり、その期間を越えないように再検定を受ける必要がある。

2 計画方針

災害の未然防止並びに軽減に資する気象情報の質的向上及び迅速な伝達を図るとともに、気象実況の的確な把握に必要な気象観測施設の整備及び観測値の精度保持に努めるものである。

3 事業計画

(1) 気象情報

ア 気象予測資料の改善

イ 気象業務に関する知識の普及

(2) 観測システム整備・充実

(3) 津波観測システム整備・充実

第25章 防災救助施設等整備計画

第1節 消防施設整備計画（県総務部危機管理局）

1 現 況

現在、県内30市町村のうち29市町村に常備消防機関が設置されており、消防本部数17、消防署所数48となっている。（R4.4.1現在）

- ※ 消防力の現況（消防常備化地域図）は、資料編29-01-00を参照
- ※ 消防の概要は、資料編29-02-00を参照
- ※ 消防ポンプ自動車等現有数は、資料編29-03-00を参照
- ※ 消防水利の現況は、資料編29-04-00を参照

2 計画方針

近年における災害の複雑化、多様化及び大規模化に対処するため、消防施設整備計画に基づく消防施設の計画的な整備を促進し、消防力の充実強化に努める。

特に、中高層建築物及び危険物施設等の増加に対応した消防施設の科学化を図るため、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、救助工作車等科学消防施設の整備を促進する。

3 事業計画

県は、次により消防施設設備の整備について指導を行うほか、消防施設等の整備を推進する。

(1) 消防機械器具の整備

消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ等基幹消防力の充実を図るとともに、特殊災害に対処するため、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車等科学消防施設の整備拡大を図る。

(2) 救助工作車・資機材の整備

災害時における救助活動の迅速化、的確化を図るため、救助工作車・資機材の整備を促進する。

(3) 化学消火薬剤の備蓄

危険物等の火災に備えて泡消化薬剤等の備蓄に努める。

(4) 消防水利の整備

消火栓の新設、増設、防火水槽及び耐震性貯水槽等の整備により消防水利の確保に努める。

第2節 水防施設整備計画（県土整備部）

1 現 況

県下における水害の防御・被害の軽減のため、平常時からの水位、雨量の観測、備蓄資材の保管水防倉庫の整備を行っている。

※ 水防施設等の現況は、資料編30-00-01、30-00-02を参照

2 計画方針

洪水、津波又は高潮による災害に対処するため、水防法の規定により和歌山県の区域における水防の責任を十分に果たし、水防施設の整備を図る。

3 事業計画

(1) 水防倉庫及び資材等

水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資器材の種類、数量及びそれらを収納する倉庫を備えるものとし、緊急時に備え定期的に整備点検、補充しておく。

また、長期の保管に適さない資材等は、民間取扱業者と契約しておく等の方法を講じておくものとする。

(2) 雨量、水位等観測所

雨量、水位等の情報を正確、迅速に把握するため、県下の適当な箇所に、雨量計、水位計を設置し、そのテレメータ化を図っていく。

第3節 救助物資等備蓄計画（県福祉保健部）

1 現 況

県は、被服、寝具、その他生活必需品について、災害救助法適用時において広域的な立場から市町村の備蓄を補完するため、現物備蓄及び流通在庫備蓄の確保に努める。

※ 県の災害救助物資備蓄状況は、資料編31-00-00を参照

2 計画方針

災害に際し、災害対策基本法及び災害救助法その他により実施する災害応急対策を円滑に実施できることを目的として、救助物資の備蓄及び流通備蓄の推進並びに備蓄倉庫の整備を図る。

3 事業計画

(1) 被服、寝具、その他生活必需品

被服、寝具、その他生活必需品について、その耐用年数等にかんがみ、多量の備蓄を行うことは困難であることから、被災時において必要な物資は現地調達することを原則とし、県内大手流通業者を中心に、調達に関する協定を締結し、それらの輸送に関しての協定を(社)和歌山県トラック協会と締結している。

また、県においては、併せて食物アレルギーに配慮した食料確保に努めるなど適当な備蓄物資の確保とこれらの管理を行うものとし、社会福祉施設等に協力を要請して県有施設以外の備蓄（ところてん方式）も行っていく。

なお、県や市町村における備蓄物資の在庫管理については、物資調達・輸送調整等支援システムを活用するものとする。

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ※ 災害救助物資の調達に関する協定書 | 資料編45-03-02 |
| ※ 社会福祉施設等を活用した在庫備蓄に関する協定書 | 資料編45-03-04 |
| ※ 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書 | 資料編45-03-05 |
| ※ 緊急・救援輸送及び荷さばき業務に関する協定書 | 資料編45-04-02 |

(2) 医薬品等

主に震災発生初動期3日間の救護医療に必要な医薬品等を確保するため、県医薬品卸組合との間で流通備蓄に関する協定を締結している。また、発生後中～長期に需要が見込まれる医薬品については、県内の災害拠点・支援病院との間で協定を締結し、備蓄している。

このほか、関係団体と協定を締結し、災害時に必要な医療資材等について、優先的に供給できる体制としているほか、調達した医薬品等の保管や配送に関する協定も県医薬品卸組合との間で締結している。

なお、輸血用血液製剤については、和歌山県赤十字血液センターが中心となり、確保・供給する。

- | | |
|------------------------------|-------------|
| ※ 医薬品・血液調達先一覧 | 資料編46-06-01 |
| ※ 大規模災害時に対応する医薬品の流通備蓄に関する協定書 | 資料編46-06-02 |
| ※ 災害対策用医薬品・衛生材料備蓄品目 | 資料編46-06-03 |
| ※ 災害時における医療救護活動等に関する協定書 | 資料編46-06-04 |
| ※ 大規模災害時における医薬品等の供給に関する協定書 | 資料編46-06-05 |

※ 大規模災害時における医療機器等の供給に関する協定書	資料編46-06-06
※ 大規模災害時における医薬品等の供給に関する協定書	資料編46-06-07
※ 災害救助物資の調達に関する協定書	資料編46-06-08
※ 大規模災害時に対応する医薬品の備蓄に関する協定書	資料編46-06-09
※ 災害対策用備蓄医薬品	資料編46-06-10
※ 大規模災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書	資料編46-06-11
※ 災害救助物資の調達に関する協定書	資料編46-06-12
※ 大規模災害時における医薬品等の保管等に関する協定書	資料編46-06-13
※ 大規模災害時における歯科に係る医薬品等の供給に関する協定書	資料編46-06-14
※ 災害救助物資の調達に関する協定書	資料編46-06-15

(3) 備蓄倉庫の整備

災害発生時に迅速に対処するため、各振興局を中心に備蓄倉庫の整備を図る。

第4節 防災拠点施設整備計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

災害に際し、災害応急対策の拠点として、平常時には防災に関する県民の啓発、教育の機能を有する施設として、防災拠点施設の整備に努めるものとする。また、大規模災害等に備えるため、広域防災拠点の整備を進めるものとする。

2 事業計画

県は、想定災害に対する詳細な被害想定を実施するものとする。

被害想定結果に基づき、防災拠点の適切な配置計画、分担すべき機能等を盛り込んだ整備計画を策定するものとし、防災拠点となる公共施設等の耐震化における数値目標の設定等の実施に努めるものとする。

また、公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努めるものとする。

その際、既存の防災機能を有する用地については、その利活用、相互補完等について検討を行うものとする。

第5節 紀の川緊急用河川敷道路・防災拠点整備計画（近畿地方整備局、県県土整備部）

1 現 況

現在、災害発生時の緊急輸送路・防災拠点等として使用できる緊急用河川敷道路および防災公園を紀の川本川下流部において整備している。

2 計画方針

災害発生時において、紀の川下流部（和歌山市街部）における緊急輸送路等のルートの多重性及び代替性、紀北地域を対象とした救援物資の集積場、救援隊の駐留地として防災拠点等を確保する。

3 事業計画

災害発生時において、河川施設の復旧工事のほか、被災者の避難、救援活動、被災地の復旧活動及び緊急物資の輸送などのためのルートの多重性及び代替性を確保するため紀の川本川下流部に緊急用河川敷道路を整備する。

整備済み延長は、右岸：8.6km/8.6km（2.0k～9.6k） 左岸：7.7 km/8.8km（0.2k～8.9k）

また、津波の影響がない紀の川大堰直上流における防災拠点及び緊急用河川道路を整備する。

（参考：防災拠点に隣接する紀の川大堰管理所の防災機能 資料編：31-01-00）

第26章 防災行政無線整備計画（県総務部危機管理局）

1 防災行政無線の整備

(1) 和歌山県総合防災情報システム（県防災行政無線を含む）の整備

県民の生命、財産を災害から守るためには、災害対策基本法、災害救助法、気象業務法、水防法、消防組織法等の諸法令に基づいて県が行う予防、応急活動及び復旧・復興活動を有効に遂行できるような情報連絡体制を整備することが重要である。

特に県と市町村や消防本部との通信経路の確保は、気象情報の迅速な伝達、災害情報の的確な把握、状況に即応した応急救助の指示・要請等といった災害対策のあらゆる面において必要不可欠な要件であるが、災害時の一般公衆回線は寸断や輻輳等が発生するため、これに頼らない県独自の通信経路を整備する必要がある。

県では、このための通信システムとして和歌山県総合防災情報システムを整備し運用している。令和4年度からは一般財団法人自治体衛星通信機構が運営する第3世代地域衛星通信ネットワークによる衛星通信回線を導入し、県の情報通信基盤である「きのくにeねっと」による有線回線との2つの通信経路で、県庁と振興局等の出先機関、30市町村、17消防本部及び陸上自衛隊信太山駐屯地とを接続し、被害情報、支援情報及び映像情報等の各種防災情報を県内で一元化・共有化できる通信システムを構築するとともに、専用のファクシミリ及び電話で通信を確保している。

この他に、県では全県移動系防災行政無線を整備しており、公用車、漁業取締船及び防災ヘリに無線機を搭載するとともに、携帯型や可搬型の無線機を整備することにより、機動性と耐災害性に優れた通信手段を確保している。

(2) 県から県民への情報伝達手段

県では、県民に直接災害情報を伝達する手段として、ポータルサイト「防災わかやま」、登録制メール「防災わかやまメール配信サービス」、X(Twitter)「防災わかやまX」、スマートフォンアプリ「和歌山県防災ナビ」及び携帯電話各社の「緊急速報メール」を運用しており、一人でも多く災害情報が行き渡るように努めている。

(3) 市町村防災行政無線の整備による通信確保と地域住民への災害情報の伝達

市町村防災行政無線は、地域住民に迅速かつ的確に防災気象情報や緊急地震速報等の防災情報を提供して住民の生命・財産の安全を守るために有効な情報伝達手段である。

市町村防災行政無線（同報系）は県内30市町村すべてで整備が行われているが、屋外拡声スピーカーの音声が暴風や豪雨時に著しく聞こえにくくなるため、地域住民が災害情報を受け取る機会を損なわないよう、戸別受信機の整備や災害情報伝達手段の多様化・複数化の推進について助言していくこととする。

移動系の防災行政無線は、26市町村で整備している。過去の災害では、一般の電話回線や携帯電話回線が被災したり停電等で使用できなくなって通信の確保に困難を極めており、機動性が高く耐災害性に優れた移動系防災行政無線の整備を助言していく。

また、災害時に孤立する可能性のある地域は、安否確認や被害情報の収集等が特に遅れがちとなるため、移動系防災行政無線機や衛星携帯電話の設置など、あらゆる手段を検討して地域特性に応じた方法によって通信を確保するよう助言していく。

第27章 公安関係災害予防計画（和歌山・田辺海上保安部、警察本部）

1 計画方針

災害の発生又は被害の拡大を未然に防止するための公安関係災害予防計画は、次によるものとする。この計画の実施に当たっては、他の機関の行う防災業務との調整を図り、総合的な防災業務の推進に寄与するように努める。

2 事業計画

〈警察予防計画〉

(1) 警備体制の整備

ア 情報・通信体制の確立

気象情報等災害情報の迅速な収集と伝達・広報、迅速・正確な被害状況の把握、関係機関との連携強化のため、多角的な情報・通信体制の整備充実に努める。

イ 装備資機材の整備

災害警備実施に必要な装備資機材を警察本部、警察署、交番及び駐在所の機能に応じた整備充実に努めるとともに、警察施設の非常用電源の整備を行う。

ウ 警察職員の教養訓練の実施

災害警備実施に関して、警察職員の教養訓練を計画的に実施するとともに、積極的に関係機関及び住民と協力して総合的な訓練を行う。

なお、総合的な訓練においては、効果的な実施を図るため必要に応じ、災害対策基本法第48条による交通規制を行い、効果的に実施する。

エ 部隊活動拠点の整備

警備部隊等（県内部隊及び県外特別派遣部隊）の活動拠点の確保に努める。

(2) 危険予測地域の調査及び避難場所等の周知徹底

関係機関と協力し、災害発生に伴う危険予測地域の調査を行い、危険地域住民に対し、災害発生時の避難場所、避難経路等の周知徹底を図る。

(3) 交通確保に関する体制及び施設の整備

交通規制計画の策定・交通管制施設の整備及び緊急通行車両に係る確認手続き、運転者のとるべき措置の周知徹底に努める。

(4) 住民の防災意識の醸成

地域住民、企業等の参加による防災訓練、防災講習会の実施や防災広報を積極的に行い住民の防災意識の醸成と災害時要援護者に対する支援意識の普及等の事前対策を推進する。

(5) 関係機関等の連携強化

関係機関・団体等との連携を密にし、相互協力・支援体制の強化に努める。

〈海上予防計画〉

(1) 資機材等の整備

防災活動を迅速かつ確実に実施するため、防災資機材および通信機材の整備充実に努める。

(2) 調査研究

防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次の関係資料の収集及び調査研究に努める。

- ア 災害発生状況及び災害の教訓等に関する資料
- イ 災害発生の予想に関する資料
- ウ 港湾状況
- エ 防災施設、器材等の種類、分布等の状況

(3) 関係機関との連絡協力体制

災害予防のため、関係行政、民間団体との連絡を強化し、相互に協力するよう努める。

(4) 研修訓練

平常業務を通じて、職員に対し、防災に関する指導を行うとともに、随時次の研修訓練を実施する。

- ア 災害関係法令及びその運用に関する知識並びに海上災害の専門知識に関する研修
- イ 非常呼集、防火、搜索救助、警報伝達、物資の緊急輸送、流出油事故対策等の防災に関する訓練
- ウ 防災訓練の参加

(5) 防災思想の啓発

各種船舶に対する海難防止活動を実施するほか、随時海難防止講習会を開催し、資料の配布、スライド映写等による海上災害防止思想の普及に努める。

(6) 避難港及び避泊地の状況

本県沿岸は、大型船の避泊する広さをもつ港湾がなく、避難港に指定されている由良、勝浦港以外は、台風時に南寄りのうねり、波浪が侵入し、避泊には不適當である。各港の状況は次の表のとおりである。

港名	概要
勝浦港	台風時、東のうねりの余波が侵入するが、500トン未満の避難港として適している。
宇久井港	南東方が開いており、台風時うねりが侵入する。
浦神港	3方を山に囲まれ、台風時東の波浪が侵入する。
串本港	北東～東北東風の時波浪が侵入するが、台風時の避泊地として好適である。
袋港	南西風及び台風時以外は避泊に適するが、港内は狭く、小型船のみ避泊できる。
周参見港	南～南西風の時は波浪が侵入するが、500トン以下の船舶在泊可能だが、台風時は不適當である。
田辺港	避泊に適するが、港内暗礁多い。文里泊地は500トン未満の船舶が入港可能で、100トン級10隻が在泊可能である。
日高港	日高川口にある港で、向海風時には避泊できるが、地形不案内船の避泊は不適當である。
由良港	台風時、南西のうねりが侵入するが、500トン級船舶の避難が可能である。
和歌山	下津区は北西風時、いくらかうねりが侵入するが、避難港として適している。

下 津 港	和歌山区は南西風多く台風時以外は避泊に適している。 和歌浦は東の風に対しては避泊に適している。
新 宮 港	港口のほぼ中央に沖の八島（最小水深1.3m）があり、港内南側は浅所が点在。 10,000トン級の船舶が係船可能な公共岸壁も有するが、台風時東の波浪が侵入する。

第28章 防災訓練計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

非常災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の災害対応力強化、防災関係機関との連携強化及び県民の防災意識の高揚を図るため、より実践的な訓練を積極的、継続的に実施する。

県民は、これらの機関が実施する訓練に積極的に参加することにより、的確な防災対応を体得するよう努めるものとする。

2 事業計画

訓練を行うに当たっては、訓練の目的や災害及び被害を具体的に設定した上で、防災関係機関との発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的なものになるように工夫する。

また、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるように努める。

(1) 総合防災訓練

県、市町村及び防災関係機関は、大規模な災害を想定して、相互に連携した訓練を一体的に実施するものとする。訓練を行うに当たっては、上記事項を踏まえ、より実践的なものになるように工夫し、訓練結果を検証することで、年々、訓練内容が充実したものになるように努めるものとする。

(2) 災害対策本部運営図上訓練

震災時において迅速・的確に災害対策本部の運営を行うため、災害対策本部の設置、被害情報の収集、整理、伝達等の訓練を行い、訓練結果を検証し、必要に応じ体制等の見直しを行う。

(3) 防災要員訓練

緊急防災要員、災害時緊急支援要員、広域防災拠点要員等の職務の習熟を図ることを目的とした研修・訓練を定期的実施する。

(4) 広域的な防災訓練

県は、他の都道府県との協定等に基づく災害対策等が円滑に行われるよう広域的な防災訓練を実施する。

(5) 各機関の訓練

県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、個別に又は共同で次に掲げる訓練を実施するものとし、各関係機関は相互に十分連絡をとり協力するものとする。

学校、病院、社会福祉施設、百貨店、ホテル、旅館等にあつては、収容者等の人命保護のため特に避難についての施設を整備し、訓練を実施するよう努める。

ア 図上訓練

イ 実地訓練

通信、予警報の伝達、避難、警備、救出、救助、医療、防疫、水防、消防、非常参集、その他訓練

第29章 防災知識普及計画（近畿総合通信局、県総務部危機管理局・県環境生活部・ 県教育委員会）

1 計画方針

県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等防災関係機関は、関係職員に対して防災教育を実施するとともに、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、企業などの多様な主体の関わりの中で、防災知識の普及に努め、災害予防及び防災体制の充実を図る。

またその際、障害者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や男女のニーズの違い等に十分配慮した防災教育、防災知識の普及に努めるとともに、災害発生後の避難所や仮設住宅等においては、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための意識の普及、徹底を図るものとする。

2 事業計画

(1) 職員に対する防災教育

防災関係機関は、防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な推進を期するため、下記の方法等により、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

- ア 講習会、研修会等の開催
- イ 防災活動の手引等印刷物の配布
- ウ 見学、現地調査等の実施

(2) 一般住民に対する防災知識の普及

防災関係機関は、単独又は共同して、住民の災害時における心得等防災に関する知識の高揚を図るため、下記の媒体等の利用により防災知識の普及に努める。

- ア ラジオ、テレビ及び新聞の利用
- イ 県ホームページ、広報誌、広報車の利用
- ウ パンフレットの利用
- エ 映画、スライド等による普及
- オ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- カ 防災マップ、ハザードマップ、避難カード等の作成、住民への配布（市町村）
- キ 地震体験車の利用
- ク 県災害対応シミュレーションゲームの利用
- ケ その他

(3) 普及の内容

防災知識の普及は、おおむね次の事項を中心に、その徹底を図る。

- ア 防災気象に関する事項
- イ 過去の主な被害事例
- ウ 地域防災計画の概要
- エ 防災予防の概要 火災予防、台風時における家屋の事前補修他
- オ 平常時の心得（準備）

- a 食糧、飲料水、携帯トイレ及びトイレットペーパー等の備蓄〔家庭においては消費しながらの備蓄（ところてん方式）を行い1週間分程度とする〕
- b 非常持ち出し品の準備
- c 避難路、避難場所及び所要時間の把握
- d 災害時の家族内の連絡体制の確保
- e 要配慮者の所在把握
- f 石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの備蓄及び正しい活用方法の習得
- g 家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備（犬の登録・狂犬病予防注射接種等の法令遵守、しつけ、餌の備蓄等）
- h 正確な情報の入手方法（防災わかやまメール配信サービス、和歌山県防災ナビ）
- i 自動車へのこまめな満タン給油

カ 災害時の心得

- a 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること
- b 災害情報等の聴取方法
- c 停電時の処置
- d 避難場所安全レベルについての考え方
- e 避難に関する情報の意味（「安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと」、「避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること」、「警戒レベル4で『危険な場所から全員避難』すべきこと」）の理解

キ 通信確保に関する事項

通信の仕組みや代替通信手段の提供等について定期的な訓練も考慮し利用者への周知に努める。災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

(4) 災害教訓の伝承

県及び市町村は、過去に起こった大災害教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、「世界津波の日」の由来となった濱口梧陵の精神や災害に関する石碑・モニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝え、地震・津波防災意識の向上に努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。県及び市町村は、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(5) 学校での防災教育

児童生徒が、自らが命を守る主体者となるため、下記の取組に努める。

- ア 「和歌山県防災教育指導の手引き」を活用した防災学習
- イ 地域の防災を担う青少年を育成するための高校生防災スクール
- ウ 歴史資料等を活用した防災文化の形成
- エ 気象とその変化に対する科学的な見方や考え方の育成
- オ 実践的な避難訓練や地域と連携した避難訓練

※ 防災事業協力に関する協定書 資料編31-02-00

第30章 自主防災組織整備計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

市町村における住民の隣保共同の精神に基づく自主防災組織の整備充実は、防災意識の高揚並びに災害時における人命の安全確保を図るうえで重要なことであり、これの育成強化について、整備を行う。

また、多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物を製造、若しくは保有する工場、事業場等においても、自主的な防災組織を編成し、大規模な災害、事故等に備える。

さらに、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加及び地域住民と連携した防災活動等、企業の災害時における地域に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進を図る。

(1) 自主防災組織の具体的活動

自主防災組織は、あらゆる災害の予防活動をはじめ、災害時の出火防止、初期消火、被害者の救出及び安否確認、遺体の捜索、身元確認、避難立退きの受入れ、たき出し、生活必需物資の配給、医療あっせん、応急復旧作業等について、地元消防機関等公共的団体と協力して実施する。

(2) 住民組織の必要性の啓発と指導

市町村は、自主防災組織の設置を促進するため、市町村地域防災計画に必要事項を明示するとともに、地域住民に対し自主防災組織の必要性について、積極的かつ計画的な広報等の指導を行い防災に関する意識の高揚を図る。また、障害者・高齢者等の要配慮者や女性の参加の促進に努め、災害予防と応急救助活動が能率的に処理されるよう、常にこれら組織の整備拡充を図る。

また、地域の防災力の向上を総合的に推進するため、地域の環境や事情に精通していると同時に消防に関する豊富な知識や経験、技術を有する消防団と自主防災組織との連携、協力関係の構築を図る。

2 事業計画

〔住民による自主防災組織〕

(1) 市町村地域防災計画の修正

市町村地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、自主防災組織の役割、地域区分、設置方法、市町村の自主防災組織に対する育成、指導等を明らかにする。

(2) 住民の防災意識の高揚

住民の防災意識の高揚を図るため、パンフレット、ポスターの作成及び座談会、講習会等の開催に積極的に取り組む。

(3) 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行ううえで、市町村の実情に応じた適正な規模の地域を単位として組織の設置を図る。

ア 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域

イ 住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

(4) 既存組織の活用

現在住民が自主的に防災活動を行っている組織がある場合は、新しい自主防災組織へ発展して

いくよう市町村において積極的に指導する。

特に、自治会等の最も住民に密接な関係にある組織を有効に活用して、自主防災組織の育成強化を図る。

(5) 市町村の指導、助言

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくために、市町村は、自主防災計画の作成、当該自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言等を行うとともに、組織の核となるリーダーへの研修を実施する。

(6) 県の助成等

県は市町村の行う防災資機材の整備及び自主防災組織の活動促進についての助成を行い、自主防災組織の組織化・活性化を推進する。また、研修の実施などにより、防災の中心的な担い手となる地域防災リーダーの育成に努める。

(7) 自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織において規約及び活動計画を定めておくものとする。

(8) 自主防災組織の活動

平常時

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災資機材の備蓄
- オ 近隣の高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者の所在把握

災害時

- ア 情報の収集伝達
- イ 出火防止、初期消火及び消防機関への協力
- ウ 責任者による避難誘導、救出、救護（特に要配慮者に配慮する。）

〔施設の自主的な防災組織〕

災害が発生した場合、中高層建築物、学校、劇場、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保管する施設又は多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により、大規模な災害発生が予想されるので、これらの被害の防止と軽減を図るため、施設の代表者や責任者は、自主的な防災組織を編成し、あらかじめ消防、防災計画をたてておく。

また、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加及び地域住民と連携した防災活動等、企業の災害時における地域に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進を図る。

(1) 対象施設

- ア 中高層建築物、地下街、劇場、百貨店、旅館、学校、病院等多数の人が利用し、又は出入りする施設
- イ 石油類、高圧ガス、火薬類、劇毒物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ウ 多数の従業員がいる事業所等で自主的な防災組織を設置し、災害防止に当たることが効果的

である施設

エ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自主的な防災組織を設置することが必要な施設

(2) 組織設置要領

事業所の規模、形態によりその実態に応じた組織づくりを行い、それぞれの施設において、適切な規約及び自主防災計画を策定する。

(3) 自主防災計画

自主防災計画は、予防計画、教育訓練計画及び応急対策計画に区分して作成する。

予防計画

- ア 予防管理組織の編成
- イ 火気使用施設、危険物、準危険物、特殊可燃物の点検整理
- ウ 消防用設備等の点検整備

教育訓練計画

- ア 防災教育
- イ 防災訓練

応急対策計画

- ア 応急活動組織の編成
- イ 情報の収集伝達
- ウ 出火防止及び初期消火
- エ 避難誘導
- オ 救出、救護

(4) 自主的な防災組織の活動

平常時

- ア 防災訓練及び地域の防災訓練への積極的な参加
- イ 施設及び設備等の点検整備
- ウ 従業員等の防災に関する教育の実施

災害時

- ア 情報の収集伝達
- イ 出火防止、初期消火及び消防機関への協力
- ウ 避難誘導、救出、救護

第31章 災害時救急医療体制確保計画（県福祉保健部）

1 計画方針

災害発生時における救急医療の確保については、本計画を中心に市町村、日本赤十字社、医師会、病院協会、看護協会、その他医療関係機関の協力を得て、医療体制等の確保に努める。

2 計画内容

(1) 実施主体

知事及び医療機関の開設者等が行うものとする。

(2) 実施の方法

ア 「災害拠点病院」の指定及び整備

災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な緊急体制を確保する災害拠点病院を県下2次医療圏域に指定整備することにより、災害時の医療を確保する。

イ 災害拠点病院の種類等

① 和歌山県総合災害医療センター

県内全域を対象とした災害時における医療救護等にあたるとともに、被災地域の後方支援や研修機能を有する県における災害時医療対策の中核施設。

② 地域災害医療センター

主として二次医療圏域内の災害時における医療救護等にあたる、圏域における災害医療対策の中核施設。

※和歌山県災害拠点病院は、資料編32-01-00を参照

ウ 「災害拠点病院」の整備基準等

① 病棟（病室、ICU等）、救急診療に必要な診療棟（診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等）、災害時における患者の多数発生時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペース。

② 診療に必要な施設等の耐震構造

③ 電気等のライフラインの維持機能

④ 原則として、病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有すること。

やむなく病院敷地内に確保が困難な場合は、病院近接地に非常時にも使用可能な離発着場を確保すること。

⑤ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材等。

エ 災害派遣医療チーム（DMAT）の体制整備

災害の急性期（概ね48時間以内）に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）の活動により、傷病者の救命率の向上や後遺症の減少が期待され、県内11施設（県立医科大学附属病院、日本赤十字社和歌山医療センター、和歌山労災病院、公立那賀病院、橋本市民病院、有田市立病院、ひだか病院、紀南病院、南和歌山医療センター、白浜はまゆう病院及び新宮市立医療センター）が日本DMAT隊員養成研修を終了していることから、県内の運用体制の整備を図るものとする。

オ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備

災害発生直後の急性期（概ね４８時間以内）から中長期に渡り、被災地の精神医療システムの機能補完や災害により新たに生じた精神的問題への対応を行う災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の体制整備を図る。

カ 災害医療コーディネーターの配置

災害時の医療体制を迅速かつ的確に構築するため、救急及び透析医療に熟知している者をコーディネーターに委嘱し、災害医療本部に統括災害医療コーディネーターを、二次保健医療圏単位に地域災害医療コーディネーターを配置する。

和歌山県災害医療コーディネーター設置要綱は、資料編46-14-00を参照

キ 災害時小児周産期リエゾンの配置

災害時の医療体制を迅速かつ的確に構築するため、小児医療又は周産期医療に熟知している者を災害時小児周産期リエゾンに委嘱し、災害医療本部に配置する。

和歌山県災害時小児周産期リエゾン設置要綱は、資料編46-14-01を参照

(3) 地域医療機関等との連携

知事は、市町村、日本赤十字社、医師会、病院協会、看護協会、その他医療関係機関の協力を得て、各地域毎の災害時における救急医療体制の確保に努める。

① 地域における医療救護の中核施設としての「災害拠点病院」と「災害支援病院」等の医療関係機関との間で、地域の実情に応じたネットワーク等の連携を図るものとする。

※ 災害支援病院は、資料編32-02-00を参照

② 市町村等が開設する救護所・避難所等を考慮した医療班等の派遣、受入れ体制について地域における関係機関等の連携を図るものとする。

(4) その他

① 知事は、関西広域連合による広域防災体制の枠組及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、災害時の医療救護を円滑に行うため、医療班等人員の派遣・受入れ、傷病者などの搬送・受入れ等の後方支援等の実施について関係機関と協議を行うものとする。

② 「災害拠点病院」は、他の地域が被災した場合における自己完結型の医療班等の派遣、傷病者などの受入れ等後方支援の計画をたて、研修・訓練を行うものとする。

第32章 避難行動要支援者対策計画（県総務部危機管理局・県企画部・県福祉保健部）

1 計画方針

各地域における乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者・児、高齢者、妊産婦、外国人など、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適正な防災行動をとることが困難な人々に対し、迅速、的確な対応を図るための体制整備については、本計画によるものとする。

2 計画内容

平時における各地域での住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、災害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、県、市町村は、住民の自立と相互の助け合いを基調とする福祉コミュニティづくりやこれを支える保健、医療、福祉サービスの連携・供給拠点を、体系的に整備するよう努めることとする。

(1) 生活保護法の適用

災害により生活に困窮し、生活保護法による保護の申請があった場合、管轄する実施機関は、市町村本部並びに民生委員と連絡を密にし、本庁協議のうえ、速やかに保護の要否を決定するものとする。

なお、保護の決定に当たっては、特に、救助法による救助実施の期間及びその内容について十分留意するものとする。

(2) 避難行動要支援者の把握・情報伝達体制の整備

ア 市町村は、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（避難行動要支援者）の把握に努め、市町村地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成しなければならない。

イ 市町村は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用には支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 市町村は、避難支援に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、個別避難計画の実行性を確保する観点から多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。

エ 市町村は、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織・NPO等と協力し、個別避難計画の策定に努めるものとする。この場合、地域特有の課題に留意するものとする。

- オ 市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。
- カ 県及び市町村は、障害者に対し適切な情報を提供するために専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の把握に努め、派遣・協力システムを整備することとする。
- キ 県及び市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災に関する情報等を迅速かつ確実に取得し、また緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるよう、体制や仕組みの整備、設備等の設置の推進等に努めるものとする。
- ク 市町村は、避難行動要支援者と消防機関の間に災害時要援護者緊急システム等を整備し、その周知に努めるものとする。
- ケ 市町村は、災害時において保育を必要とする児童があるとき又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに次により保護するものとする。
- ① 保育を必要とする児童があるときは、保育所に入所させ保育するものとする。ただし、保育所を設置しない地域にあつては、臨時保育所を開設できるものとする。
 - ② 保護者を失った児童があるときは、当該地域を所管する振興局健康福祉部又は児童相談所に連絡して保護するものとする。
- コ 市町村は、市町村地域防災計画において、水防法に基づく浸水想定区域内に地下街等及び主として要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の名称及び所在地を明記し、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めることとする。
- サ 県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

(3) 災害時の福祉支援体制の整備

県は、災害時の避難所等における要配慮者への福祉的支援を行うため、福祉専門職等で編成される災害派遣福祉チーム（DWA T）の体制整備を図る。

※ 和歌山県災害福祉支援ネットワーク設置要綱は、資料編32-03-01を参照

※ 和歌山県災害派遣福祉チーム設置運営要綱は、資料編32-03-02を参照

(4) 社会福祉施設等の整備

ア 避難訓練の実施

災害が発生したときの避難場所、避難誘導方法その他細部にわたる計画を樹立し、常に災害に注意するとともに、特に重度障害者、寝たきり高齢者等に対する避難についての訓練を実施しておくものとする。

イ 避難予定場所の選定

災害の程度種別等に応じた避難場所を選定しておき、災害が発生したときは、入所者等の保護に万全を期するものとする。

ウ 社会福祉施設等の対応強化

社会福祉施設等の管理者は、社会福祉施設等を利用する者が、災害時に独力で自身の安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努めることとする。

災害により職員が不足して充足を図る必要があるときは、資格保有者名簿等により選定補充に努めるものとする。

エ 社会福祉施設等整備の充実化

- ① 社会福祉施設等の管理者は、災害に備え施設・設備等の点検と整備に努めるものとする。
- ② 災害に備え自家発電機等災害時に必要なものの整備に努めるものとする。
- ③ 社会福祉施設等入所者利用状況を把握し、緊急時の食糧、水及び緊急ベッド等の確保に努めるものとする。
- ④ 災害に際し、市町村や地域住民の連携協力が得られるよう地域に密接した施設づくりに努めるものとする。

オ 県立社会福祉施設の地域社会等に対する支援拠点の位置づけ

県は、県立社会福祉施設を、避難行動要支援者等を受け入れる支援拠点、あるいは他の社会福祉施設に対する支援拠点として位置づけることとする。

(5) 災害時に特に配慮すべき事項

県、市町村は災害時に次の事項について避難行動要支援者に十分配慮することとし、市町村事務については、市町村地域防災計画で明確に定めることとする。

- ① 各種広報媒体を活用した気象情報、災害情報、避難指示等の情報提供
- ② 自主防災組織、民生委員・児童委員等地域住民の協力による避難誘導
- ③ 名簿等の活用による居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見
- ④ 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じたきめ細かな対応
- ⑤ 避難所等における避難行動要支援者の把握とニーズ調査
- ⑥ 生活必需品への配慮
- ⑦ 食糧の配慮（やわらかい食品等）
- ⑧ 手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、ボランティア等の協力による生活支援
- ⑨ 巡回健康相談、電話等による相談や栄養相談等の重点的实施
- ⑩ 仮設住宅の構造、仕様についての配慮
- ⑪ 仮設住宅への優先的入居
- ⑫ 仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認
- ⑬ ソーシャルワーカー等の配置や継続的なこころのケア対策
- ⑭ インフルエンザ等感染症の防止
- ⑮ 社会福祉施設等の被害状況調査
- ⑯ 医療福祉相談窓口の設置

(6) 外国人対策

県及び市町村は、災害発生時に言語の不自由さで外国人が孤立せず、迅速かつ的確な対応ができるよう、地域に住む外国人に対し災害予防対策の周知に努める。

ア 在住外国人の把握

県は市町村と連絡調整のうえ各地域に住む外国人について把握するよう努めるものとする。

イ 情報伝達体制の整備

県及び市町村は、外国人に対し適切な情報を提供するために外国語通訳者及びボランティア等の把握に努め、把握・協力システムの整備に努めるものとする。

ウ 予防対策等

- ① 和歌山県国際交流センター等を拠点として、外国人に対する相談窓口を開設し、災害予防対策の相談に応じる。
- ② 在住外国人や外国人を雇用する企業、外国人生徒が通う学校等に対して、災害予防対策に関する情報発信を行う。
- ③ 市町村に対して、避難所等でのピクトグラムや災害時多言語情報シートの利用促進を図る。
- ④ 外国人に対して、災害時の対応及び避難場所・避難路の周知に努める。

(7) その他

ア 医療保険制度（国民健康保険、後期高齢者医療）の事務処理対策

- ① 保険医療機関等関係機関との連絡調整班の設置
- ② 臨時医療保険相談所等の開設
 - a 被災時の一部負担金等について
災害の被災者にあっては、受診時の一部負担金及び入院時の食事に係る負担額の猶予について、関係機関の協力を得る。
 - b 被保険者証等の再交付
被災者から被保険者証等の再交付申請があった場合、免許証等本人であることを確認のうえ、速やかに交付できるように関係機関の協力を得る。
 - c 保険料の納付について
保険料に係る納期限の延長や、免除について関係機関の協力を得る。

イ 介護保険制度の事務処理対策

- ① 被保険者証の取扱について
被災により被保険者証が消失している場合や提示不可能となっている場合等でも介護サービスが受けられるよう、県及び市町村が国と連携して体制整備を進める。
- ② 被災時の利用者負担について
被災により介護サービス等に必要な費用を負担することができなくなった介護サービス受給者に対する減免措置が速やかに行えるよう、市町村において体制整備を進める。
- ③ 介護保険料の納付について
被災により第1号保険料の納付が困難となった者に対する保険料の減免又は徴収の一部猶予が速やかに行えるよう、市町村において体制整備を進める。

第33章 ボランティア活動環境整備計画（日赤県支部、県社会福祉協議会、 県総務部危機管理局・県企画部・県環境生活部・県福祉保健部、県教育委員会）

1 計画方針

災害時において、県、市町村をはじめ防災関係機関は、被災者の救助・救援活動、ライフラインの復旧等の災害応急対策を実施し、県民は、地域社会の中でお互いに協力して自主的な防災活動を行うことを要求される。

しかし、行政や県民の対応力を超える災害においては、ボランティアの迅速かつきめ細かな対応が必要とされる。

そのため、県災害ボランティアセンターは、県・NPO・ボランティア団体等と連携し、ボランティアコーディネーターの育成、災害時におけるボランティア活動等についての意見交換を行う等、平時から災害時のボランティア活動等が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努めるものとする。

2 事業計画

(1) ボランティアの種別

震災時におけるボランティアは、防災ボランティア、被災地生活支援NPO及び一般ボランティアに区分される。

ア 防災ボランティア

防災ボランティアには、アマチュア無線、外国語通訳、手話、介護等の専門的な知識及び技能を必要とする災害救援活動に当たる「専門ボランティア」とリーダーの指揮のもとに統一されたグループとして救援活動に当たる「救援ボランティアチーム」がある。

イ 被災地生活支援NPO

被災地生活支援NPOとは、専門性や柔軟性、チームワークなどNPOの有する特性を活かし、被災者の支援活動等に当たるボランティアチームである。

ウ 一般ボランティア

一般ボランティアとは、専門的な知識、技能を必要としない活動に当たるボランティアで、その活動内容は、家屋内外の片付けや軽作業、被災者の話し相手や応援・励まし等多岐にわたる。

(2) 平時の活動

ア 防災ボランティアの募集・登録

※ 県防災ボランティア登録制度要綱は、資料編33-00-00を参照

イ 被災地生活支援NPOの募集・登録

※ 県被災地生活支援NPO登録制度要綱は、資料編33-02-00を参照

県内において、震災等の大規模な災害が発生した場合に、県または現地市町村を通じて、被災者への支援活動等に当たる被災地生活支援NPOをあらかじめ募集・登録する。

ウ 一般ボランティアの活動環境整備

災害発生時に被災地内外から駆けつける一般ボランティアの円滑な受入れ、ボランティア組織間の連携、その他の機能を担う県災害ボランティアセンターの組織化に努め、その事務局を

県社会福祉協議会に設置するとともに、活動拠点の確保等、必要な対策を講じる。

エ ボランティアコーディネーターの育成

震災発生時に被災地内外から駆けつける一般ボランティアや防災ボランティアの活動を円滑にし、被災地のニーズとボランティアを効果的に結びつける役割を担うボランティアコーディネーターの養成に努める。

第34章 企業防災の促進に関する計画（県総務部危機管理局・県商工観光労働部）

1 現 況

経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業も災害時に事業を継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行うことの重要性が一層高まっている。

企業は災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において防災・減災の事前対策として事業継続力強化計画を策定し、さらに、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加及び地域住民と連携した防災活動等、防災活動の推進を図る必要がある。

2 計画方針

企業の防災活動に対する取組みに資する情報提供等を進めるとともに、商工団体等と連携し、防災・減災の事前対策として事業継続力強化計画策定の支援に努める。また、計画実行への取組を通じて企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、企業の防災力向上の促進を図るものとする。さらに、事業継続計画（BCP）の普及啓発活動等を実施し、企業が実効性のある防災体制の整備等を行うよう働きかける。

3 事業計画

企業が、防災・減災の事前対策として事業継続力強化計画を策定し、さらには実効性のある防災体制の整備として「事業継続計画（BCP）」の策定を行うよう、商工団体等を通じて普及・啓発を実施する。また、企業が災害時における役割を十分に認識し、防災活動の推進を図るよう働きかける。

第35章 廃棄物処理にかかる防災体制の整備（県環境生活部）

1 計画方針

大規模な水害等により大量に発生する災害廃棄物の処理に備えた防災体制を整備するため、平常時に以下の措置を講じる。

2 事業計画

(1) 災害時応急体制の整備

県及び市町村は、不測の事態に備え、大規模災害時の具体的な行動指針となる災害廃棄物処理計画に基づき、次のことを推進する。

ア 周辺の地方公共団体及び廃棄物関係団体等との災害時の相互協力体制を整備する。

イ 災害廃棄物等の仮置場の候補地の選定、広域的な処理計画等について検討を進める。

(2) 一般廃棄物処理施設等の浸水等対策

市町村は、生活基盤を支える重要なライフライン施設の一つである一般廃棄物処理施設等の浸水等対策を推進する。

(3) 周知・啓発

県又は市町村は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

